

事 業 委 員 会

令和 7 年 3 月 7 日 (金)

事業委員会

日 時 令和7年3月7日（金）午前10時—午後4時32分

場 所 岬町役場 第二委員会室

出席委員 道工委員長、出口副委員長、大里、松尾、坂原、奥野、谷崎、竹原

傍聴議員 谷地、早川、中原、瀧見

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長、古橋教育長、川端まちづくり戦略室長兼町長公室長、西総務部長会計管理者、内山財政改革部長、奥都市整備部長、谷総務部理事兼財政改革部理事、寺田まちづくり戦略室企画地方創生監、新堀まちづくり戦略室理事（企画地方創生担当）、吉田都市整備部理事（産業観光促進担当）、小坂都市整備部理事（土木担当）兼土木課長、佐々木都市整備部理事（建築担当）、竹田産業観光促進課長、藤井建築課長、山口二国推進課長、池上下水道課長、藤井下水道課係長、廣田まちづくり戦略室理事

事務局 増田事務局長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

道工委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから事業委員会を開会させていただきます。

本日の出席委員は、8名全員出席でございます。

理事者につきましては、関係者に出席をしていただいております。ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしく願いをいたします。

また、本日の会議には、傍聴者の方がご参加いただいております。早朝からありがとうございます。

3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けております議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言につきましては、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第1号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第9次）についてのうち、本委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

歳入歳出を続けて、説明をお願いいたします。よろしくどうぞ。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当）

委員会資料の、1ページをご参照ください。

令和6年度岬町一般会計補正予算（第9次）のうち、事業委員会に付託されました予算についてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

1 6 国庫支出金、2 国庫補助金、道路橋りょう費補助金としまして、1 4 6 万 8 千円を増額補正計上するものです。

詳細につきましては、後ほど、歳出でご説明させていただきます。なお、当補助金は、橋りょう整備費に充当するものです。

竹田産業観光促進課長

続きまして、2 2 諸収入、3 雑入、雑入といたしまして、3 3 8 万円を減額補正するものです。

内容としましては、岬町海釣り公園は、新型コロナウイルス感染症の影響や大阪湾の海水温上昇による釣果の低下による来園者の減少により、令和元年度以降赤字経営状態に陥っており、指定管理者から施設整備負担金等の減額に関する要望があり、これを受けて庁内検討委員会で検討した結果、町と指定管理者双方が赤字解消に向けた業務管理の合理化に資することを条件に合意したことから、町として基本協定書第 4 4 条に規定する利用料金収入の 7 %相当額に対する納付金を全額猶予することとしたことから、減額補正するものです。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 続きまして、2 3 町債、1 町債、道路橋りょう債としまして、1 2 0 万円を増額補正計上するものです。

詳細につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます。

なお、当町債は、橋りょう整備費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳入合計としまして 7 1 万 2, 0 0 0 円を増額補正計上するものです。

道工委員長 引き続き歳出をしてください。

竹田課長。

竹田産業観光促進課長 続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の 2 ページをご参照ください。

7 商工費、1 商工費、観光費といたしまして 3 9 万 3, 0 0 0 円を増額補正するものです。

内容としましては、町の観光資源である海水浴場の物価高騰対策に向けた取組を支援するため、淡輪海水浴場管理組合への事業継続支援金を計上するものです。

令和6年度は赤字会場を目指して様々な工夫に取り組んだ結果、前年度に比較して経営状況は改善しましたが、結果的に赤字見込みとなったことから、事業継続を支援するため増額補正するものです。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 続きまして、8土木費、2道路橋りょう費、町道管理費としまして39万4,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、令和6年9月議会にて議決賜りました法面崩落土地の管理を怠ったことによるイーワン株式会社代表取締役に対する損害賠償請求書訴訟について、令和6年12月25日に判決言渡しがあり、町の請求を全て認める勝訴判決となりました。

今後、債権を回収するには、法的手続による強制執行などによって債権を回収するしかありませんが、そのためには被告の財産を特定する必要があるため、弁護士会に対する預金口座の照会や財産開示手続等、債権回収に係る弁護士への委託料となります。

続きまして、町道西畑線整備費としまして、町道西畑線用地測量業務委託料570万9,000円を増額補正計上し、町道西畑線道路改良工事設計業務委託料570万9,000円を減額補正計上するものです。

内容としましては、令和6年度は、池谷から佐瀬川地区の町道西畑線道路改良工事設計業務を実施しておりますが、事業の実施に伴い、落札減等による不用額が生じているため、町道西畑線道路改良工事設計業務委託料を減額補正し、令和7年度に予定していた町道西畑線用地測量業務委託料に充当するものです。

財源としましては、令和6年度の設計業務委託料に充当を予定しておりました交付金を用地測量業務委託料に充当するものです。交付金の増減はないため、財源内訳に変更はございません。

なお、実施に当たっては、令和7年度当初予算で計上している町道西畑線用地測量業務委託料と合わせて実施する予定です。

併せて、4ページの箇所図をご参照ください。

場所は町道西畑線の池谷集落のバイパス終点部から佐瀬川までの狹隘区間になります。令和6年度に道路詳細設計を実施中であり、今回の補正は、当箇所において境界確定などの用地測量業務を実施するものです。

そうしましたら、2ページにお戻りください。

続きまして、橋りょう維持費としまして267万円を増額補正計上するものです。財源としましては、社会資本整備総合交付金（道路整備等）を146万8,000円、橋りょう事業債を120万円充当するものです。

なお、実施に当たっては、令和7年度当初予算で計上しております橋りょう整備工事設計業務委託料と合わせて実施する予定です。

併せて、5ページの箇所図をご参照ください。

場所は淡輪16区の淡輪水道橋になります。本橋梁は、令和4年度に実施した橋梁点検で判定区分Ⅲと診断されました。判定区分Ⅲは構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態であります。そのため、令和7年度で設計業務、令和8年度で補修工事を計画しておりましたが、令和6年度に国の補正予算にて補助金の一部が採択されたため、補正予算を計上するものです。

業務概要としましては、橋梁の補修設計となり、橋長は14.9メートル、幅員は1.8メートルの橋の補修設計となります。

次に、6ページの箇所図をご参照ください。

場所は上孝子地区の下出橋になります。本橋梁も令和4年度に実施した橋梁点検で判定区分Ⅲと診断されました。そのため、令和7年度で設計業務、令和8年度で補修工事を計画しておりましたが、令和6年度に国の補正予算にて補助金の一部が採択されたため、補正予算を計上するものです。

業務概要としましては、橋梁の補修設計となり、橋長は6.9メートル、幅員は3.3メートルの橋の補修設計となります。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 委員会資料の3ページをご参照ください。

続きまして、13諸支出金、1基金費、海釣り公園管理基金費といたしまして200万円を減額補正するものでございます。

内容としましては、平成23年度の海釣り公園内の休憩施設建設に伴い、町は、海釣り公園管理基金を取り崩して、3,000万円の補助金を指定管理者に交付した経過があることから、指定管理者から納付された利用料金収入の7%の納付金のうち、毎年200万円を海釣り公園管理基金に積み立てる措置を講じておりますが、歳入でご説明したとおり、利用料金収入の7%の納付金を全額猶予する

こととしたため、海釣り公園管理基金費を減額補正するものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計145万7,000円を増額補正するものです。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 続きまして、繰越明許費としまして、町道西畑線整備事業費570万9,000円を繰り越しするものです。

内容としましては、先ほど歳出でご説明しましたとおり、令和7年度に予定している町道西畑線用地測量業務委託料の一部に充当するものであり、年度内に業務の完了が見込まれないため繰り越しするものです。

続きまして、橋りょう整備事業費267万円を繰り越しするものです。

内容としましては、先ほど歳出でご説明しましたとおり、橋りょう整備工事設計業務委託料について、令和6年度に国の補正予算にて補助金が採択されましたが、令和7年度に予定している橋梁整備工事設計業務委託料の一部に充当するものであり、年度内に業務の完了が見込まれないため繰越しするものです。

続きまして、地方債補正（追加）としまして、

起債の目的、橋りょう整備事業、補正前限度額0円、補正後限度額120万円を追加するものです。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 ここで先日の2月25日の全員協議会の報告において、もう少し詳しく経過並びに結果について説明をするようにとご指摘がありましたので、先日、追加資料をお配りいたしました。また、本日追加資料2として、基本協定書及び年度協定書の抜粋をお配りさせていただいております。

それでは、報告させていただきますので、追加資料、岬町海釣り公園指定管理者の町納付金減額要望に対する対応についてをご覧ください。

こちらの追加資料につきましては、岬町海釣り公園指定管理者の小島フィッシング株式会社から要望のあった岬町海釣り公園指定管理者の町納付金減額要望に対する対応について、要望から合意に至るまでの経過及び結果について、時系列で取りまとめた資料となります。

以下、岬町海釣り公園は海釣り公園、岬町海釣り公園指定管理者は指定管理者、岬町海釣り公園管理運営検討委員会を委員会と略させていただきますので、ご了承

承をお願いします。

それでは、ご説明いたします。

令和6年1月17日、指定管理者である小島フィッシング株式会社の山原 學代表取締役と取締役4名の合計5名が町長室を訪れ、海釣り公園の経営状況が非常に厳しい状況となっており、町に対する納付金について、基本協定書第44条第2項の協議規定に基づく施設整備負担金500万円及び利用料金収入の7%相当額の全額を減額してほしい旨の要望を受けました。

町からは、田代町長をはじめ中口・上田両副町長及び新保副理事並びに担当2名の6名が出席し、要望内容を確認いたしました。この要望を受けて町からは、海釣り公園施設は町が設置している施設であります。町は指定管理料をお支払いしない方式での指定管理制度を活用しており、施設の維持管理運営は指定管理者の収入で賄うことをお願いしており、現在のような厳しい経営状況にある中で、維持管理経費に係る負担が大きくなっていることは認識しており、この要望の内容については町全体で検討する必要があることから、庁内検討委員会を設置して納付金の取扱いを協議させていただき、年度内に方向性を決定していきたいとの考えを示しました。

令和6年1月30日、同年1月17日の面談を受けて、海釣り公園納付金の減額要望に対応するため、中口副町長を委員長とし、上田副町長のほか庁内関係部局の部長級など合計9名で構成する岬町海釣り公園管理運営検討委員会を設置いたしました。

令和6年2月1日、同年1月17日の面談時の要望に伴い、指定管理者から新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が停滞したこと、また大阪湾の海水温度の上昇により、回遊魚の餌となるイワシやシラスなどが減少したことに伴い、釣果が下がり、ここ数年、来園者が大きく減少し、経営状況が悪化し、赤字経営状態が続いていることを理由に、町への納付金の納付免除について検討していただきたい旨の要望書が提出されました。詳細は、さきの全員協議会にて配付いたしました資料1、要望書のとおりでございます。

令和6年3月22日、1回目の庁内検討委員会を開催し、指定管理者から要望における対応策について、令和元年度以降の決算状況の確認を行い、黒字経営であった頃に比較して利用料金収入や物品販売収入が減少していることが最大の要

因となっていること、また、維持管理経費の中でも人件費に係る割合が多いことなども、毎月の資金繰りを圧迫し、赤字経営が続いている状況が確認できました。

委員会では、令和5年度の決算報告書の整理も目前であることから、この決算の状況も確認することが必要であることや、事業者に面談にてヒアリングを行い、経営状況、管理運営状況などについて確認し、これらを踏まえて慎重に検討を進めることとなりました。

連続して赤字決算が続いています状況は、さきの全員協議会でお配りしています資料2、5か年比較をご確認ください。なお、この数値は税務署に提出された法人の決算申告書の損益計算書を抜粋し、要約したものでございます。

令和6年6月11日、事業委員会協議会において例年行っている海釣り公園の利用状況を報告し、この中で指定管理者から、新型コロナウイルスの影響以降、利用客数が減少傾向にあることや、悪天候や大阪湾海水温の上昇による釣果の悪化、加えて、最近では物価高騰の影響による電気代など維持管理経費の上昇などにより赤字経営状態が続いており、指定管理者から納付金減額の要望書が提出され、庁内に設置された検討委員会で検討し、方針決定していくことを報告させていただきました。

令和6年6月12日、指定管理者より、令和5年度の決算報告書が提出されました。先ほどの資料2、5か年比較に記載のとおり、令和5年度においては603万3,000円の赤字決算となり、令和5年度においても連続した赤字経営が続いていることを確認しました。

町は、令和5年決算状況の報告を受け、再度委員会を開催することといたしました。令和6年8月26日、2回目の委員会を開催し、指定管理者から提出のあった決算資料について、収入及び支出の状況を詳細に確認し、指定管理者の経営状況が深刻化している状況を把握した上で、収入増や支出削減などの提案項目などについて整理するなど、9月6日開催予定の指定管理者及び岬町による管理運営検討委員会を前に審議資料について検討し、再度、指定管理者と面談して確認を行うこととしました。

裏面をご覧ください。

令和6年9月6日、基本協定書第42条に基づく指定管理者との管理運営委員会を開催し、指定管理者からは山原 學代表のほか3人の役員が出席し、町からは

都市整備部長のほか担当職員5名が出席しました。

初めに、町から指定管理者に経営状況、管理運営状況などについて詳細なヒアリングを行い、収入増加策や経費削減策などについて提案し、意見を伺うなどしました。

指定管理者からは、令和元年度以降の連続した赤字運営状態はかなり深刻化しており、現状のままでは経営が厳しい状況であることから、切実に町への支援が求められ、閉会いたしました。

令和6年10月17日、3回目の委員会を開催し、令和5年度を含む過去5年間の決算分析及び指定管理者へのヒアリングなどを行い、検討した結果、経営状況が悪化した主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響や大阪湾の海水温上昇による釣果の低下による来園者の減少や物価上昇などと考えられることから、指定管理者側だけに赤字要因の全面的な対応を求めることは難しい状況であると確認をいたしました。

一方で、指定管理者からは、納付金の全額免除の要望がされましたが、海釣り公園施設は公の施設であることに加え、ほかの指定管理者との公平性、議会等への説明責任の観点などから、町として納付金の全額免除を行うことはできないと判断し、その上で、町と指定管理者の双方が努力して赤字解消に取り組む必要があるとの結論に至りました。

令和7年度の海釣り公園の赤字運営における赤字解消対策案として、直近の決算である令和5年度の赤字額603万3,000円を基準にし、次の対策案の実施により黒字に転換を目指す方針を取りまとめました。

主な赤字解消対策としまして、基本協定書第44条第2項において協議の結果、同条第1項第1号及び第2号の規定に基づく町への納付金の一部猶予、第1号の施設整備負担金は現状維持、対策効果額0円、第2号の利用料金収入の7%の額は全額猶予、対策効果額312万9,000円の措置を講ずるものとする。

指定管理者においては、役員報酬の50%減額、対策効果額330万円、以上、双方で対策を講じることによる対策効果額合計642万9,000円で令和5年度の赤字は解消できますが、あらゆるリスクを想定して、次の検討についても指定管理者として努力して取り組んでいただくことといたしました。

広報周知、発信力の強化として、関係施設へのポスター掲示やSNSのさらな

る活用による集客増の取組、安全対策を考慮した職員配置体制の合理化、園内食堂施設の直営方式から委託方式への見直し、その他の経費削減に向け、自主的に改善に取り組む項目の洗い出しです。

令和6年12月27日、町と指定管理者は、令和6年度岬町海釣り公園の管理に関する年度協定書第4条第2項及び第3項に規定する協議の結果の内容について、町からお示しした合意案を了承し、合意書を交わしました。

最後に、2月25日の全員協議会の場で基本協定書が変更されているのであれば、新旧対照表を資料として追加するよう求められたと記憶しておりますが、本件につきまして基本協定書は改訂しておりません。

納付金の納付に関することにつきましては、基本協定書第44条第1項に指定管理者が本町に毎年納付することを規定しており、第1号に施設整備負担金500万円、第2号に海釣り公園の利用料金収入の7%の額と規定しており、同条第2項において、海釣り公園の運営の状況に応じ、前項の納付金について協議をすると規定されております。

また、基金積立に関する事項を規定しています第45条において、前条に規定する納付金の協議の結果に伴う本条の適用については、甲は別に定めると規定されており、第47条には、年度別の本業務の内容及びこれに係る収益の配分等必要な事項については、毎年度締結する年度協定において定めるものと規定されております。

このように、基本協定書において、海釣り公園の運営の状況に応じ納付金の納付を協議し、基金積立においても、納付金の協議に準ずることが既に規定されており、これらについては毎年度締結する年度協定書に定めるとされておりますことから、これらの規定に基づき、年度協定書において具体的な内容を定める旨の取扱いをしております。

よって、基本協定書にはこうした規定が既に整っていますことから、改訂はしておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上が、岬町海釣り公園指定管理者の町納付金減額要望に対する対応についての経過並びに結果でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

道工委員長 ただいままでの説明に対しまして質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 私からは、まず2ページの橋りょう維持費、橋梁整備費のことについてお伺いしたいのですが、淡輪水道橋と下出橋の橋梁整備工事設計業務委託料というのが、令和7年度の当初予算にも計上されているのですが、この違いを教えてくださいたらと思います。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 松尾委員のご質問にお答えいたします。

淡輪水道橋と下出橋の補修設計業務委託料が令和7年度にも計上されているという件ですけれども、必要額としては、今回補正計上させていただいている金額267万円補正計上させていただいてる分と令和7年度当初予算で1,513万円計上させていただいております。その合計の1,780万円が必要となりますが、国の補正予算でこの全額で申請してたんですけれども、一部しか今回つかなかつたので、改めて令和7年度にも補助金の要求もしております、その合計での事業を実施しようと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 了解しました。その件は結構です。

続きまして、海釣り公園の納付金について何点かお伺いしたいと思います。経緯を確認すると、令和5年4月1日から指定管理を受けて、初年度から納付額の免除を要望されているというような形になるかと思うのですが、令和4年の12月議会で上程された岬町海釣り公園の指定管理者の指定の選定審査委員会の事業計画等の評価において、一つとしては、誰もが気軽に釣りを楽しめることができるというのが、釣果情報の提供とか、あと施設のPRを目的としたマスコミや釣具店等との情報発信における連携等、利用者への利便性及びサービスの向上により、集客性を高める提案内容というふうにされているのですが、この集客性を高める提案は具体的にどんな内容であるか、またその取組はされたかどうかということをお聞きしたいと思います。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

すみません、聞き漏らして。選定時の事業計画書のどの部分でおっしゃいました

たですかね。

道工委員長 松尾委員、補足してください。

松尾委員 選定委員選定審査委員会の事業計画等の評価のところでは誰もが気軽に釣りを楽しむことができるというところで、釣果情報の提供や施設PRを目的としたマスコミや釣具店との情報発信における連携等を利用者への利便性及びサービスの向上により、集客性を高める提案内容のところですが、この内容について具体的にどんな内容をされて、そしてその取組はされたのかという中身ですけど。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

聞き漏らして再度説明をいただきましてありがとうございます。

指定管理者の指定の審査のときに、事業者から提出されております収入確保、コスト削減など経営の考え方、その中での収益力の向上の中で釣果向上のための稚魚の放流、魚礁の設置、それが1点目、ホームページへの釣果情報の提供、PR、マスコミや釣り具店と連携した情報の発信、さらには回数割引券の発行によるリピーター及び常連客の確保、もう一つは、釣り団体とタップアップしたイベント、釣り大会等の開催というふうに項目を掲げていただきまして、それに取り組んでいただいているところですが、釣果向上のための稚魚の放流と魚礁の設置というところでは、検討はいただいていますけれども、魚礁というのはなかなか費用がかさみますので、今のところ経営状態が悪いので、そこまでの資金がなくて、経営が好転した場合に、すぐにでも改めて設置したいというふうに指定管理者は申ししておりました。

そして、ホームページの釣果情報や釣り具店と連携した情報の発信というところですが、釣果情報は自主的に指定管理者自身のホームページで挙げていただいて、毎日更新していただいているというふうにお聞きしております。そのほかにも、取材等に積極的に応えていただいて、民放各社等から情報を発信していただいたりというようなことに努めております。

そして、回数割引券に対しては、岬だよりで、町民の方を対象に割引券の半券みたいなものを発行して、それをお持ちいただいたら割引するというような対策を講じていただいております。

それと、釣り団体等とタイアップしたイベントというところで、フィッシングマックスという事業者さんがいるのですが、これは釣りの事業者さんですが、その方が主催でとっとパークをステージにさせていただいて、釣り大会のイベントを年に何回かやっていたりしております。これにも指定管理者が協力して、そのステージを提供してやっていたりするというふうに聞いております。

以上で、いろいろ集客増の取組はさせていただいてるんですけども、先ほど担当が申しあげましたとおり、自然相手にやってる事業でございますので、予期しなかった新型コロナウイルスから始まって、地球温暖化による海水温の上昇とか、環境的な要素が非常に影響を及ぼすこととなって利用客が減っているというような状況は出ております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 稚魚の放流と、あと魚礁の設置ということが挙げられていたと思いますが、これはできてなかったということですよ。多分、費用がかさむからその投資ができないという理由だと思うのですが、その稚魚の放流とか魚礁の設置に係る費用ってどれぐらいなものなのですかね。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

稚魚の放流については、これまでも多奈川の港地区にあります栽培漁業センターと連携してやっていたというのが実績としてありますので、こちらにつきましては、稚魚の購入分の費用が発生するものだと思っておりますが、申し訳ないですが、金額的には今把握できておりませんのでお答えすることができませんので、ご理解いただきたいと思います。

魚礁につきましても、前回魚礁を設置したときは指定管理者さんが自主的にやっていたりまして、魚礁を魚礁事業者から購入すると、1基だけでも金額が相当要るということで、指定管理者さんは塩ビのパイプで事業者さんに相談して、魚の部屋みたいなのを作っていただいて、安く仕上げさせていただいて、たしか10基程度、海釣り公園内に設置したという経過がございました。

そのときは自主的にやっていたのですが、これについても管理基金を積み立てておりますので、まずは赤字経営の体制を整えていただいて、その上で、

我々としても連携して協議をして、何か解決策を見いだしていきたいと思っております。

金額についてはお答えできませんで、申し訳ありません。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 根本的な収益が減少している理由としては、やっぱり魚が取れない、いないということによるところですよ。費用がかさむからということでこれはできてないということなのですが、例えば、町と事業者との連携でそういうお話しがされなかったのか。要は、魚が少なくなってきているからということであれば、何らかの対策をしないといけないわけですよ。その一つが魚礁の設置ということで事業者からの提案というところも出てきていたわけですよ。だから、そのいきさつがどうなっていたのが疑問だなと、したのかなというところが疑問だなというところが一つあります。もし、事業者との連携の部分でそういうお話しがちゃんとされていたのか、されていたとしたら、されて結局できなかった経緯というの、もしあれば言っていたきたい。

あと、令和4年12月議会で上程された岬町海釣り公園の指定管理者の指定の選定審査委員会の事業計画等の評価において、4番として、収支計画については安定した健全計画が見込まれる提案内容であることと書かれているのですよ。このときの収支計画から大きく何が変わったのかということなんです。計画されていた安定した収入の確保及び人件費等の経費削減は具体的にどんな内容であって、その取組はきちんと図られたかどうかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

魚礁の設置については、毎年のように指定管理者さんとはお話しさせていただいています。だけど連続して赤字が続いている状況でございましたので、基本的には、赤字が好転したらすぐにでも入れたいというお話でございます。今回の要望をいただいてからも事業者のヒアリングの際に、そのほかの収益増の取組に関するお話を意見交換させていただいたりしています。

一つには、利用料金を見直すとか、今1日来ていただいて、徴収している利用

料金が大人1,500円でありますけども、これを値上げできるかとか、そういった話も含めて、指定管理者さんとお話をさせていただいておりますが、その中で、魚礁の設置についてもお話をさせていただいて、要するに、そこにイワシとかアジとか、そういう回遊魚の餌となるような魚に住み着いていただいたら、そこに回遊魚が回ってきて大きな魚が釣れるというような仕組みになるわけですが、そういうところでいっても、指定管理者が言うのは、そもそもイワシやアジ自体が、温暖化で大阪湾の温度も上昇していて、いないというのが原因だから、魚礁を設置したからすぐに改善するというものではないなというところでありまして、資金も要ることですから、赤字が解消できたらすぐにでもやりたいということでございます。

それと、指定管理者の指定の際に、安定した経営状態が見込まれるという評価をいただきました。それは確かでございます。それまでの状況の中で、指定管理者は平成19年から実績を積んでこられておりまして、この新型コロナウイルスというのが大きな影響のひとつだというふうな審査上の意見はありましたけれども、新型コロナが過ぎれば元の状態に戻るんだというような評価していただいたんですけども、結果的に、そのほかの海水温の上昇の影響とか天候による自然現象が、新たに発生してきている状況と先ほど申し上げました物価高騰ですね、これによって光熱水費がかなりかさんできているというような状況、あまりいい風が吹いていないのかなというようなどころのことが重なってきて今の状況になっているものと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 新型コロナは影響があると思いますよ。ただ、海水温上昇というのと、今までの事業結果というところを見ると、今に始まったことではないんじゃないかなと私は思うのですよ。今に始まったことではない。

さらに言うと、一昨年にまた事業者の更新というところが行われているときにも、言ったら、審査は入っているといえども、町側としてはこの事業者に1本釣りをされたわけですね。そこで、以前から懸念されている問題というのが解決できずに今に至っているという、そこにまだちょっと疑問が残っていますよ、私は。それをどういうふうなご回答されるのかなというところを本当に聞きたいなと思っています。この原因というのは今に始まったことではないと思っています。

そこを今聞いている限りでは、なかなか魚礁も設置されてないし、でも、魚礁はすぐに改善できるものではないというふうなことおっしゃっていますけど、これは卵がさきかニワトリがさきかの議論になるかもしれないけど、あらゆるものを改善として手を打ってきたかどうかというのを我々も聞いていきたいと。それで判断していきたいと思っています。

私が今話していることに何か明確にお答えできるかどうか。今に始まったことではないというところに対して、何か手を打たれたかどうか、まずそれがもしあれば教えて欲しいと思います。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

明確なお答えになるかどうか分かりませんが、私としてこの部署で担当させていただくことになって、過去の経過とかも先輩方から教えていただきながら、海釣り公園の指定から運営に関して携わっていただいておりますが、もともとの経緯というのがまずはあると思います。皆さんご存じのとおり、もともとあそこは土取栈橋であり栈橋を設置する頃から、地元との協議が行われてきたというふうに聞いておまして、その事業が終了する際に、地元が海釣り公園の計画みたいなものが浮き上がってきて、栈橋を撤去せずに、これを利用して海釣り公園を町の観光資源としていくんだという中で、地元が非常に積極的に関わっていただいて、小島漁業組合が漁業権をお持ちのところで、その漁業権についても、海釣り公園の部分については協力いただいたと。そこについての確認もさせていただいて、この海釣り公園は地元と漁業組合と町が共存共栄で、観光資源として利用客に喜んで釣りをやっていただけるようにしていきたいというような経過があって、指定管理者制度を導入して、地元の自治区と漁業関係者で設立された小島フィッシングさんが指定管理者としてこれまでずっとやってくださっていると。

これまでも基本協定書の規定により、施設整備負担金にしても、その収益から500万円をずっとお支払いいただいています。それにプラスして、当時は利用料金収入10%であって、今現在は7%になっていますけども、そこについては地域貢献として町に納付いただいている部分であります。

200万円は2023年のドーム建設から、利用料金収入納付分から200万

円を施設整備の管理基金に充当していますけども、これはドームを建設するときに管理基金を活用させていただいたところでプラスして積んでるんですけども、それ以外は一般財源に入れて貢献してきてくださっております。

そんな中で、指定管理者の指定についても、委員のお考えはあるでしょうけれども、私どもとしては漁業権の問題、共存共栄というこれまでの経過等も含めて、指定管理者制度の中で公募によらない方法が取れるということになっておりますので、私は、やっぱりこの施設は地元で守っていただく施設だというふうに第一義には考えております。

そういうことで、基本協定の規定に基づき、運営状況が悪くなったときには、協議をして連携していくというのが町の役目かなというふうに思っておりますし、今回の補正予算で計上させていただいたところかなというふうに考えております。

道工委員長 他に。谷崎委員。

谷崎委員 2点、橋梁と海釣りがありまして、橋梁のほうで5ページの図面、淡輪水道橋、橋を渡って行き止まりですが、この橋までが町の管理になるのでしょうか、橋から渡って山手の上流に上る道は閉鎖されていると思うのですけども。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

まず、町道の範囲なんですけども、この橋までが町道になっております。だから、これが町道の終わりの終点になります。この奥につきましては、図面でいいましたら、橋を渡って北側のほうに家が2軒ございまして、主にそちらの方が利用されている橋になります。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ありがとうございます。確認申請の問題とかいろいろとあると思いますけども。

次に、海釣り公園の話ですけど、全協でいただいた資料2というのがあるのですけども、この件で、大体、当期純利益マイナス、赤字が800万円ぐらい続いていますけども、この中で分かりにくいのが、その他経費が2,200万円、2,400万円とずっと毎年出ていますけども、この内訳が分からないのと、それと、毎年800万円ぐらいの赤字が続くというのであれば、消し込みながら続いているということだと思ってしまうんですけども、500万円の納付金と7%のうちの収益を免除するという点において、大体、令和7年度中に赤字は全て回収できるとい

う見込みが立つということなのでしょうか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

その他経費の内訳ですけれども、光熱水費や公租公課、支払い手数料等々、一般的に会計科目で使われているような経費を、指定管理者が必要な経費として計上しているものとなります。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 その他経費の中で前年の赤字は消し込んでいるのではないのですか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 谷崎委員のご質問にお答えします。これは先ほど担当も申し上げましたとおり、法人税の申告書の決算報告書の中の損益計算書を抜粋して要約したもので、指定管理者である小島フィッシングの決算なので、一部要約させてもらうのにこういう表現の仕方をさせていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 実際の赤字の残金というのは、現状では令和5年度就業時点では611万3,000円ということですよね。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 谷崎委員のご質問にお答えします。

この600万円というのは、令和5年度の当期の赤字です。累積ではないです。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ですので、令和7年度に500万円の納付金の免除と7%内の収益納付金の免除をすれば、ほぼ単年度の赤字というのは発生しないという見込みが立っているということですね。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの谷崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

その年によって決算を組んで出てくる赤字というのは、赤字になったり黒字になったりもありますし、金額は違うものと考えております。それを基準として直

近年度で分析していくのが一番いいのではないかという検討委員会の協議の中で、直近の年度が611万3,000円の年度赤字でございましたので、それを解消するにはどういうふうにしていこうかというような議論で、指定管理者と議論させていただいて合意したものとなります。

道工委員長 よろしいですか。坂原委員。

坂原委員 私も2点ほどお願いします。

2ページの橋りょう整備工事ですね。今もありました淡輪水道橋ですけど、これはここでは工事設計業務委託となっているのですが、現状は今、木造の橋だと思っておりますけど、どんな形状に整備するのか、木造をそのままやり替えるのか、別の建てにするのか、その辺が分かっていたらお願いします。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 坂原委員のご質問にお答えいたします。

こちらの淡輪水道橋、議員のおっしゃるとおり木の橋になりまして、岬町でこの橋だけが木でできております。木でできているというのは、あくまで表面の車の通るところが木になっておりまして、橋の主桁などは鉄製のものになります。これから補修設計していきますので、どういう形になるかは今後にはなるんですけども、今分かっている損傷というのは橋の主桁とかがやっぱりさびたり、断面がさびて一部欠損していますので、そういったところの補修と、その表面も、木のところが問題あれば木の補修もします。

ただ、木以外のものに替えるとなると、例えばコンクリートとかでしたら重たくなるので、橋自体がもたなくなりますので、恐らく木の橋になるかとは思われます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。

これは今回、今はこれ補正予算に上がっていますが、新年度予算でも既に工事をしていくわけですね。工事になったら通行止めになると思うんですけど、その間は、住民の方はどうしたらいいのですか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 坂原委員のご質問にお答えします。

まず、最初に新年度予算と言われた件なんですけど、今回、令和6年度補正予

算と令和7年度当初予算を合算して設計業務を予定しております、工事は、今の予定では令和8年度以降に考えております。

通行止めにつきましては、確かに止めないといけないときは出てくるかと思えますので、そこは住まれている住民さんとも相談しながら、時間的にはやっぱり通行止めさせていただいて、本当にどうしようもなければ、西側のほうの道も今通行止めにはなっておらず、歩いてでしたら通れますので、そちら等の迂回をお願いすることになります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 住民とよく相談して進めてください。

もう1点は海釣り公園の件で、今、協議の結果、合意書を交わしたということですけど、この合意を交わして赤字解消の見込みが立ったというのは、これは令和7年度1年間の分ということでもいいのですかね。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 坂原委員のご質問にお答えします。

令和5年度決算、直近の決算を見てですね、この赤字を解消するために合意をしたものでございまして、今は令和7年度が始まる時期になっておりますので、令和7年度については黒字に転換するようということで合意をしております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 岬町に他市町から来町された場合、特に役場関係で行政関係の人が岬町に訪れたときに、岬町の主要施設を案内するときに必ず入っているんですね。だから、この海釣り公園というのは、位置づけとして、岬町の観光資源の一つにもなっていますよね。また、結構人気もあった時期もありましたし、今でもずっと来ている人もいますから、人気もあると思うんですよ。ただ、経営がしんどいというのが一番ネックですけど、何とかそれは持ちこたえて、数少ない岬町のレジャー施設ですから、ある意味では岬町の一つの顔とも今言えるかもしれません。なので、これは当事者とも協議を重ねながら、今となっては岬町の顔になっていますから、維持できるように引き続き努力を続けてほしいと思います。

道工委員長 他にございますか。松尾委員。

松尾委員 今までのお答えの中で、もう一つ、人件費削減の取組というのが答えられてないので、そこをもう少し詳細をお聞かせいただきたいと思います。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの合意案の中で、人件費の一番大きな要素といいますか、役員の報酬です。これは代表以下監査役まで含めて8人だったと思うんですけれども、その年間額を50%にするというのが大きな人件費の削減の町からの提案でございました。

反面、一方ですね、従業員のお給料、これについては従業員もなかなか厳しい条件での勤務になりますので、人を確保するというのも、今の状況の中で課題として挙げられてきておりますので、従業員のお給料はできるだけ触らずに、ただ、節減策としては、時間給でございますので、効率的なシフトの組み方をして、少しでも改善につながるようにしていただきたいと。

もう一つは食堂の方ですね、今まで直営でやってきておりますので、食堂の仕入れ材料費もそうですし、食堂のコックさんと店員さんの人件費がかさんでおりますので、これも食堂だけを分析したら、トントンぐらいの感じなんですけれども、食堂もなかなか上手くはやらずに、そこでかなり役員さん方は苦勞しているというところがございます、それであれば、やる気のある事業者に委託するという方式も考えてもいいんじゃないですかというようなご提案もさせていただいているところでございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 選定時の提案のあった人件費の削減がきちんと図られているかなんですよ。要は、私が聞いているのは、今じゃなくて、提案時のときからちゃんと図られてきたかどうかなんです。そこを明確にお答えできるでしょうか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 松尾委員の質問に答えたいと思うんですけども、選定時の人件費削減の提案というのはどういったことでしょうか。具体的に言っていただいでよろしいでしょうか。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 書いていますよね、そういうふうに。事業者からの提案として書かれているはずなんですけれども、今になって役員報酬の50%削減と提案されているんですけど、

経営が悪くなったというのは今に始まったわけではないじゃないですか。もっともっともっと前にするべきことではあったんじゃないのかなと私は見て思うのですよ。その回答がまだなされてないなと思っているので、聞かせていただきたいということです。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 松尾委員のご質問にお答えしたいと思います。

人件費のことについては、人員の確保も先ほど申し上げましたとおりでございますし、シフトのことについて、常々から削減できるところは削減して、ただ従業員さんが長く続けていただけるようにも配慮もしながら、その施設を運営していかないといけないという代表とのお話の中では、常々そういうことを聞いておるところでございまして、経営者として節減に努めながら、または一方では、労働環境を整えながらという考えで実施していただいているように聞き及んでおります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 私がしつこく聞くのは、ちゃんと理由を言いたいと思うのですが、これ聞くのは、やっぱり町に不利益が及ばないかというところを特に私は考えているところであって、この契約自体が妥当なのかどうか。今までの町と事業者の間のいきさつも聞いた上で判断していきたいと思っているから、何度も何度も聞くかもしれませんが、了承いただきたいと思っています。

役員の方々の報酬50%削減というふうになったのですが、例えば、役員の方々の賞与とかはあったのかどうかとも聞かないと分からない話だと思うのですよね。そういうのもあったのかどうかとかというのと、あと、役員の方々というのは、日頃どんな業務に従事されているのかというのをお聞かせいただきたいなと思うのです。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

会計处理的なお話の中で役員は報酬ですので、基本的に賞与という考え方はないと思います。役員報酬という1年間の報酬額が決まっているものですから、基本的に賞与という考え方は役員にはないと思います。

役員の仕事のことですけれども、基本的には従業員とは違う役割ですので、現場の巡視であったり、例えば、具体的に言うと、施設の全体的なエリアをロープを張っていたり、海底に網を仕掛けてたりしますので、そういう維持管理的なことに携わってくださったり、経営会議とかを会社の中で、どういうふうに向き合せていこうかというような検討がされているものだと思っております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 その中で、役員の方々が問題意識を持って今回来られたと思うのですよ。このままではやっていけないということですけど、その手前に必ず会社として役員会が開かれていたら、どんなことが話されたかということもあると思うのですよね。前年度であれば何回そういう会議が開かれて、どんなことが話されたというのが分かりますか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの松尾委員の質問にお答えさせていただきます

私としては代表からお話を聞いていることなので、具体的な内容、何回開催されて、どんな内容かは把握しておりません。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 基本的な姿勢として、町が税金を補填するとかたち形上はなるのですよ。そういう場面において、やっぱりもっと深掘りしないといけない案件だと私は思うのですよ。だから、事業者としてやってきたことというのが妥当なのかどうかというところをもっと精査すべきなんじゃないかなと思うのです。これは税金投入ですから、それをそこまでヒアリングされたのかどうかと。私は姿勢の問題だと思うのですよ。だから、なぜそこまで言うか。やっぱり岬町はお金がないからですよ。やっぱり私が一番強く言うのはそこですよ。

そんな中で、事業者としてしっかりとやってこられたのかどうかということのちゃんと聞かれたのかなということ聞いたところ、そこまで聞いてないということですよ。もし違うのであれば言っていたらいいと思います。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの松尾委員の質問にお答えさせていただきますが、先ほどお答えさせていただいたのは、会社内で役員会みたいなも

のがどの程度開かれていて、具体的な内容をご存じですかと聞かれたので、私はそこを把握しておりませんと申し上げました。今、議員がおっしゃられたのは、精査しているかどうかについて、そこまで審査したのかみたいなことを把握していないというふうに答えたとおっしゃられたと思うのですが、ちょっと話が違っていているように思いました。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 私が伝えたいことというのは、要は、事業者側がすべきことがきちんとされているのかどうかというヒアリングをちゃんとされたのかなということなんですよ。だから普通であれば、経営が苦しいとなったら、あらゆることを経営陣が考えるわけですよ。何回も何回も開いてやるわけですよ。自分の力で何とか、ほかの会社であればそうですよね。それがどの程度行われて、どんな会話になったのか、今に至っているのかというヒアリングがなされたのかということを知りたいわけ、それって何かって言うと、私ならば、税金投入の是非で正しいかどうかという判断になると思うのですよね。そこを聞きたいということです。

道工委員長 田代町長。

田代町長 松尾委員のおっしゃると、行政側の答弁とがかみ合わない部分があるということは、この海釣り公園を設置するときからの経過を十分やっぱり理解をしてもらわないと、今言ったような公金とか、そういう話が出てくると思うのですよ。これは海釣り公園の指定管理業者が稼いできたものであり、町は納付金を頂いてそのうち施設整備負担金については、栈橋整備を行っている。もうひとつには、当初からの経過から見て、漁業権という問題が一つあるということと、小島対策、観光の航路に対する騒音対策の問題、過去にもある。例えば仮に、今の指定管理者ではなく、違う業者を選定してやってくれよと言われたときに、漁業権の問題をどう解決していくか、これは大変な問題だと思います。その辺も含めて、一度、松尾議員にもう少し過去の経過を担当が説明する機会をつくってもらわないと、ここで意見のやり取りをやってなかなか理解は得られないのではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。先ほど姿勢の問題とおっしゃったので私は答弁させていただきました。

道工委員長 今、町長からこういう提案もございました。私もちょっとその辺がね、とっとパークをつくるときの経過とか、その辺いろいろあると思うのですよね。単年

度単年度で赤字出ているのか。今まで黒だったら、黒のお金はどこ行ってしまったというような問題とかいろいろあると思いますので、もうちょっとその辺はきちっと資料づけをできればお願いしたいなど。単年度の決算もやはり我々も教えて欲しいなという気持ちは私はあります。

その辺、今町長のほうからそういうご提案もございましたし、できればもうちょっとガバナンス図れるように、その点、松尾議員どうですか、いくら言ってもかみ合いにくいと思うで。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 町長のおっしゃっていることというのは、過去のいきさつ云々てありましたよね。私は私なりに調べて今望んでいるわけなんですよ。でも、それとこれとはまた別ですよ。今ね、経営が立ち行かないからという話じゃないですか。一緒ですか。そしたら、それだったら、そもそもビジネスモデルは崩壊しています。私はそういうことだと認識しているんです。だから、言っていることが、過去のいきさつをもっと考えて物を申せという話かもしれないですけど、それで今までやってきてダメだからということで今こうなっているわけじゃないですか。そもそもビジネスホテルが崩壊しているのに、一昨年前の選定委員会で町は、事業者に公募をしなくて1本釣りをしたわけじゃないですか。それもおかしな話と違うのかなと私は思うのですよね。その辺りどうですか、町長。

道工委員長 田代町長。

田代町長 私が一緒だというのは、書類を切り離してこの問題だけを議論していくもんじゃないと思うのですよね。ということは、今積み立っている金も全て指定管理者の方が稼いでこられた金を積み立てているわけなんです。町から積み立てる金というのは、ドームを造ったときのいろんないきさつがあると思うので、詳しいことは担当で説明させますけども、そういう過去の棧橋を設置するときから、漁業権の問題も含めて、ずっとこの問題は併せて考えていかないと、万が一これをです、おっしゃるように、今の指定管理者の方が、「これ以上赤字が出たらようやらんよ」と言われたときに、他の方を募集してきてもらえるかと言ったら、漁業権の問題がネックになって、なかなか指定管理者を受け人がないというふうに私は理解しています。だから、それも今の指定管理者との共存共栄を図っていくのは、必要なことで、今の指定管理者がやってくれているから地元との調整もで

きてるんじゃないかなと思っています。だから聞いて話して考えるというのはちょっとおかしいかなと思います。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 だからね、町長、それであればビジネスモデルが崩壊していると言うのですよ。漁業権がネックになっている。ほかに公募できない、これは公平性に欠けますよ。そこを明確に教えていただきたい。そうしたら何がほかに課題になっているのか。

道工委員長 田代町長。

田代町長 経営の問題については、経営の問題として議論するのはいいのですが、私が言ってるのは、これはセットで考えていかないと、切り離して、ただ利益だけを追求するんじゃなくてですね、どこに問題があるのかとかいう議論はしたらいい。ただ、この小島対策という当時の棧橋を設置するときの条件、案件があるということも頭に入れておかないかん。じゃあ、これが崩壊するということになれば、指定管理者は何もしてないのかということになります。指定管理者は一生懸命やっています。私から見ても一生懸命やっているとします。

いろいろ役員さんとも議論しましたが、精いっぱいのことをやっていますよ。私は、むしろあそこにバーベキューを置いたり、夏はいろいろ利用する方法があるの違うかと、そういったことも含めて検討してくださいよという議論もしていますよ。ですから、経営の中の指定管理者とのそういった協議はしていないかという、やっていますよ。しかしやっぱり最後には漁業権の問題とか、小島対策の問題とかという地元に配慮した考え方に立ってこの問題は進めていく以外ないと私は思っています。

しかし、今は町の公金とおっしゃるけど、納付金は指定管理者が行う事業についての問題で、町から支出する交付金などは出てないと私は思っていますけども、その辺、担当、答えてくれるか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 先ほどの松尾委員のご質問も含めてですけども、今、経過については町長がおっしゃったとおりだと思います。そして、業者選定のことについては、前回の指定管理期間の更新のときに公募によらない方法で、なぜ公募によらないかというご説明をさせていただいて選定されたものと思っておりますし、議会でも議決いただいたものだと思っております。

今、指定管理期間の中で経営状況が悪化してきた。しっかりとやっていたいでる中で原因を述べさせていただいて、その根拠にしたのが、税理士さんが税務署に提出されている法人税の申告を元にして、総勘定元帳も見て、庁内検討委員会を立ち上げて幾つかの目で精査しておりますので、私どもとしてはしっかりとそこら辺も精査して、今の経営状況を立ち直らせて、何とかその状況を継続できるように、海釣り公園の経営を継続できるようにということで協議に臨まさせていただいて、ヒアリングもさせていただいて、向こうさんの訴えも聞かせていただいて、そんな中で合意をさせていただいたというご報告をさせていただきました。

それで、何とか立て直していけるかどうか、まだこれからですから分かりませんが、そういう協力の下、しっかりとやっていきたいということで、今回の上程させていただいております予算の案をご審議いただきたいと思っております。

町長がおっしゃられているように、町の負担は一切出ておりません。確かに、財政難の中で、この協議によって予定していた収入が確保できなかった部分についてというのはあるかと思うんですけども、やっぱり一方で、町の指定管理者として頑張らせていただいている中で、赤字が5年も続いて、資金面で苦勞されているところに基本協定書に基づく必要はありますけれども、我々は、持続可能な事業者としてやっていっていただけるような、今の急場をしのぐような支援の案を提案させていただいて、指定管理者さんにも合意いただいたというご報告をさせていただいたつもりでございますので、そういうところで、議員の考えはいろいろあるかと思っておりますけれども、私どもとしては、先ほどから担当が説明させていただいたとおり、しっかりと審査させていただいて提案させていただけるものだと思っております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 お二方の言い分は聞いて、納得はできないです、これは後で表明しますが、結局、理解できないのが、5年前から赤字がずっと続いているわけでしょう。コロナがあるからというのはあるかもしれないけど、その中に、一昨年前に行われた選定の機会があったわけですね。併せて、あと、町長が言っている漁業権の問題、じゃあ、この1社でしかできない事業なのというところに疑問があるのですよね。違う事業者が小島の活性化を図ることは十分できるはずですよって私は考えるのですよ。となると、まだちょっと何か納得できない回答になっている

など思っているのです。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 松尾委員のご意見についてご答弁させていただきたいと思うのですが、今おっしゃられているのは、松尾委員のご見解でいらっしゃるんですけども、先ほどから申し上げていますとおり、議決をいただいて指定はいただいているわけなんですよ。そしたら、仮の話で、公募による方法で、果たして新型コロナウイルスの状況下の中で、漁業権のことも考えつつ、あの施設で公募して、来てくださる方がいらっしゃるかどうかというのも、当然、検討する際にはそういうことも考えますよね。それが松尾委員は、来てくれるだろうというふうな見解ですけども、我々は来てくれるかどうか分からない中で、庁内で検討する中で、やっぱり過去の経緯を踏まえて、これまでの実績を考えるとというのは当然のことです。今回は赤字が出たことについて、当然、お互いが協議して、折り合う点を見つけて、改善に向けて努力していこうというふうにしていくのが当然のことだと思っております。

道工委員長 松尾委員ね、おっしゃっていることも分かるんですよ。ただ、やっぱり業者選定については議会で通って決まっている話ですから、だから今日はここでお願いしたいのは、この案件の中身についてやってくださいよ。そうしないと、何ぼ言っても時間を取るだけです。言っている気持ちは分かるんですよ。でも、ここで今それをやると、経緯の問題とかありますから、もうちょっと絞り込んでやってください。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 いろいろ議論をする中で、私も何点かお聞きしたいです。

委員会資料の2ページの弁護士の委託料からお聞きしたいのですが、これは鴻巣台の以前の地滑りというか、法面の崩れたところの裁判のことですかね。

地滑りというか、こののり面の崩れたところの裁判のことですかね。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 奥野委員のご質問にお答えいたします。

こちらの弁護士委託料は、議員おっしゃるとおり、鴻巣台の町道の法面が崩れた裁判の賠償金の分を取るための費用になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ありがとうございます。

その下の町道西畑線の件でお聞きしたいのですが、4ページの地図もありますが、以前、聞いたときは、反対側の山裾に黒く塗っているところに変えるように聞いたような気がするのですが、今通っている道の反対の山側のすそという計画を聞いたような気がします、確認させてください。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 奥野委員のご質問にお答えします。

西畑線の今回の業務箇所なんですけど、一応、昨年度もそうですけども、今回の池谷、佐瀬川区間につきましては、現道の拡幅となっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 そうですか。じゃあ、左側の山裾の黒く太く塗っているところを拡幅するということですね。

既にできているバイパスの池谷の辺りで一度山がずれたというか、また後でアンカーを打ち変えたところがあったと思いますし、今回どういう工法になるのか分からないですけど、工事のときになるのかと思いますが、山の地質というか、十分調査して、ずれないように工法にしていきたいと思います。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 今のご質問にお答えします。

確かに、西畑のバイパスをやったときは、家と山が迫っておいりましたので、どうしても山を切らないと道路を造ることができませんでした。今回は、なるべく山は基本切らずに、田んぼのほうの用地買収をやって、基本的には拡幅を考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 田んぼのほうを買収していくということになると、結構、谷が深かったように思いますけれど、途中で「く」の字に曲がったようになっているか、逆にもっと真ん中を直線的に通したらいかなものかなと、私は素人ですが思いますけれど、いかがですか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、ちょうど真ん中のとこ辺りがかなりくっとなっているとこ

があるんですけども、まず今回の拡幅も、道路構造令という基準にのっとった形でやりますので、その基準内のカーブの半径にはなります。

確かに、真っすぐ通したりしたらもっと通りやすくなるというのはございますけども、費用もかかってきますし、構造的には十分車も対向して通れるような構造で整備してまいります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 現道でコミュニティバスが傾いたというか、谷になったところであったように思いますし、しっかりその辺をいろいろと設計段階で注意してやっていただきたいと思います。

そして、もう1点は、皆さんがいろいろと今議論いただいている小島フィッシングの件ですけれど、これは令和5年度の決算で当然赤字が出たということの対応が今回いろいろと協議いただいています、今後どうなるかということも議論しないと、これはこれで処理せざるを得ないのかなと私は思いますけれど、先ほど来いろいろ説明を聞いていると、地球の温暖化、それとコロナによるお客さんの減少という2点が一番ポイントだと思います。

コロナは若干緩んだというところで、回復してきているかと思いますが、1月か2月のすごい風の強いときに我々は車の中で寒かったんですが、この強風の中でもこれだけお客さんが来ているのかという日もありました。1月末か2月ぐらいに小島まで行く用事があったので見たら、この強風の中で本当に魚釣りの好きな人は来るんだなというのが改めてその日、思いましたけれど、やはりその魚が温暖化で減っている。南のほうの魚が北上してきて、寒いところのサケだとかがもっと上のほうに上がっていくのは、マスコミなんかでもいろいろ聞きますけれど、実際、データの漁獲量というか、大阪湾も含めてどれだけ減っているかというような数字はつかんでおられますか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 奥野委員のご質問であります、漁獲量というのは年々減ってきているのは間違いのないと思います。ただ、どれぐらいのレベルという資料まではお持ちしておりませんので、すみません。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 地球温暖化といたら、地球環境全体の問題になってくるし、CO₂だとか、

南極と北極の氷が解けて海水が上がってというような、本当に地球全体の関係になっているから、この辺はどうやっていくのかというのは大きな問題だと思えますけれど、我々は実際、大阪湾の魚が減ってくるという中で、先日の町長の町政運営方針の中にも漁業振興という部分を書いていただいたと思うんですけど、令和8年秋に、大阪で第45回全国豊かな海づくり大会「魚庭の海おおさか大会」というのが予定されていますよね。来年、再来年のことですが、常によくテレビで皇室が来て、稚魚の放流のようなシーンがよく見られますが、多分そういうシーンがまた想定されるのだと思うんですが、この件は具体的に漁業振興策とかはまだ決まっていますか。決まっていたら確認したいのですが。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、決まっているのが、そういう式典を行う場所につきましては、会場としては岸和田市の浪切ホール、あと、放流とかも計画しておりまして、その分につきましては泉佐野市の港を使うというふうな形で進めていくということで、今現在、お話が出ております。それぐらいですね。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 基本的に大阪湾の水産業の振興というのが一番メインだと思うのですが、我々のときは水産試験場と言いましたが、今、漁業栽培センターと。水産試験場は当然稚魚を育てて、それを放流ということになると思うのですが、やはり放流して、それが定着しないといけない。よそに流れてしまったら何をしているかわからないということになるから、その辺の府とのパイプをしっかりとつかんで、とっとパークで魚が釣れるような対策を組まないといけないかなど。

大阪湾でいい機会が行われるわけですから、しっかりその辺の協議を府ともパイプをつないで、魚がたくさん取れる。また、魚の種類もいろいろとあろうと思うのですが、その辺をしっかりとしないと、来ても釣れなかったらお客さんは来ないですね。その辺の顧客を集める対策、それと温暖化による影響というのは、とっとパークと役場だけで協議できるものではないと思えますけれど、できるだけ魚を増やす対策をしないとお客が来ない問題があると思えますので、その辺をしっかりと協議いただきたいと思います。これはもう要望ですね。お願いします。

道工委員長 他に。竹原委員。

竹原委員 私のほうから何点かといいますか、先ほどから議題になっております指定管理者、とっとパークの事業者とやり取りがあった中で、ちょっと聞いておきたいことがありましたので、お願いいたします。

岬町に来られた6名の方は、恐らく岬町民の方だと思うのですが、それで間違いないかというのが1点目と、あと、従業員の方ですね、とっとパークで働かれている方、ご存じであったらいいのですが、大半の方が町内の方だと思うのです、そうなのかどうなのか、たくさん他市から来ているのかどうかということも確認させていただきたいと思います。

また、分かればいいので、利用者の方ですね、町民の方も釣りが好きで、かなり利用されている方もあると思うのですが、大半が町外から、遠くは神戸、京都というところから来てくれていると思うのですが、そういったデータというのはお持ち合わせでしょうか。この3点をお願いいたします。

道工委員長 データがあれば言ってください。なかったらないでまた後刻報告していただいたら結構ですから。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 竹原委員のご質問にお答えいたします。最初の町長室に来られた役員の方6名は全部地元の方です。

それと、従業員なんですけど、ほぼ町内の方だと思うのですが、今、給料台帳の写しみたいなのはありますが、住所までは書いてないので、すみません、それは分かりません。

利用客の状況についても、こちらのほうは町外の方の方がかなり占めていると思うのですが、これもデータとして今持って持っていないので、すみません、申し訳ないです。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 私も町外からお客さんが来たときには、必ずとっとパークへ案内して、一番岬町らしい施設なので案内させてもらったりしています。その中で働いている方はほとんど町民の方かなと思っておりまして、また来ている方は、車のナンバーを見たら大体分かるのかなと思いながら、大体町外の方かなと理解しております。もしよかったら、今後、利用者に関しまして、どこから来ているというデータが取れたらまた取っていただきたいなど、これは要望しておきます。

道工委員長 他にございませんか。出口副委員長。

出口副委員長 あまり長くなるといけないので、少しだけお話をさせていただきます。

いろいろ皆さんがどうやって釣り客を増やしていこうか、利益を追求しようかという話をされていますけど、私の感覚では、釣り客というのは絶対数が決まっています。ということは、これから先、ほとんど高齢の方が多い。ということは、減少していく可能性があるんで、やっぱり発想の転換をせないかんの違うかなと。

先ほど町長が言われたように、いい釣り場があつて施設があるんですわ。それを釣り客じゃなくて、ほかの客層をいかに誘致するかということが一番利益追求につながってくるんじゃないかなと思いますので、

前には淡路島、環境が非常によろしい。特に岬町の小島の沖は夕陽百選という立派な自然の景色があるんですわ。そういうところをいかに若い客層を引っ張るかということは、仮にそこの施設の中に恋人岬というような形の中で若い層が夕陽百選を見に来て、そこで愛の契りを交わすというような形の、お互いの鍵を買って鍵をつけるとか、そういうふうな形で、ほかのところで利益追求していかないと、私は非常に難しいと思います。

その辺は当然、小島の役員さん方も考えてはると思いますので、それをやっぱりやっていかないと、温暖化でなったらね、これは米も一緒ですわ。今は関西のほうの米はほとんど駄目です。50年前には北海道の米なんか金をつけても要らんと。ところが今、北海道の米が一番美味しいんです。そういう中も考えていかないと、できたらほかの発想もどんどん、行政の方もたくさん職員さんがおられるし、若い方々がおられますので、その辺もいろいろ意見を出していただいて考えていかないと難しい面があるんじゃないかなというふうに思います。

道工委員長 意見ですね。

他にございませんか。吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 先ほどの松尾委員のご質問の中でお答えできてなかった部分ですけども、稚魚の放流と魚礁の費用が大体どれぐらいかかるかというところが少し分かりましたので、ここで答弁させていただきたいんですけども、一つの例だと思ってお聞きいただきたいと思うんですけども、稚魚の放流については補助金があつて、補助率が2分の1適用されるらしいんですけども、それであるならば、例えばメバルを1万5,000匹だと約200万円ぐらいで、補助率2分の1で100万円の持ち出しが必要だと。ガシラについては、50万

匹で120万円から140万円ぐらいの相場らしいんですけども、そうすると60万円から70万円ぐらいの費用が必要だということであります。

魚礁につきましては、コンクリートの材料費等を含めて、1基約130万円ぐらい必要だということでございます。

道工委員長 ありがとうございます。

それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございますか。

松尾委員、反対ですか、賛成ですか。

松尾委員 反対です。

道工委員長 どうぞ。

松尾委員 一つは、事業者が選定時の提案がきちんと図られたのかについて明確な答弁がなかったということですね。

それと、町の事業についての姿勢とか、今回の対応が十分でないとは私は今の時点で感じております。なので、今では判断が難しいなと思っています。そして、聞けば聞くほど、特に町長からは過去の経緯の問題とか。あと、漁業権などの問題というのが新たに今ここで明らかになって言われていますけれども、それであればなおさら。そもそもこのビジネスモデルが成り立っていないのと違うかなと私は思って仕方がありませんし、既に崩壊しているなというふうに今日は感じました。であれば、こういう一時的なことではなくて、この事業を見直しする時期に直面しているんじゃないかなというふうに感じております。

一時的な対応ではなく持続可能かどうか、ずっと循環できるのかどうかというのが一番大事であります。何でもどんな事業でも大切なのは、これから先もずっと持続可能にできていける事業なのかというのが大事なことであって、それが今日のお答えの中で見いだせなかったということと、我々議員は、指定管理者の選定においては議案書の選定結果の報告しかない中で、やはりもうちょっといろんな明確な回答をいただきたいかった。こちらの質問に対する回答がここでは明確にお答えになっていないという理由で今回は賛成を見送らせていただいて、判断できないので、反対とさせていただきます。

道工委員長 他にございますか。竹原委員、賛成ですか、反対ですか。

竹原委員 賛成です。

道工委員長 どうぞ。

竹原委員 令和6年度岬町一般会計補正予算（第9次）の件につきまして、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

様々な議論がなされた中、一番大きいのは海釣り公園納付金に関する議論だったかなと思います。この件に関しまして、本日、私、朝からテレビを見ていて、あるニュースが飛び込んできました。イカナゴの量が今年もできないのではないかといいたニュースでした。調べると、播磨灘においては昨年1日だけ、大阪湾においては、昨年はイカナゴ漁を行わなかったということです。本年も同じか、まださらに悪くて播磨灘でも行わない、そういった漁業者がイカナゴ漁をしないでどうやって食っていくんだっていうふうに感じておまして、苦しいな、やはり漁業者の方は大変だなというような、これは今朝の話でして、そういった感じを持っていました。

また、今回、とっとパークの入園者が、釣果がどうしても落ちてくるので、利用客が減ってくるというのは間違いないところでございますけども、その中で、事業者が頑張っておられる内容を今日お聞きさせていただきました。何より事業者っていうのは、数ある岬町でも指定管理をいろいろしている中、先ほども答えていただきましたけども、この事業者は町内の方です。そしてまた地元の方は配慮して、また周辺の地元の方を雇ってくれている、こういった職場をつくる環境にも配慮してくれている中、やっぱり従業員にしっかりと給料を払った上で、管理するほうは自ら報酬をカットするといった姿勢というのは、うちの町と同じような形かなというふうに感じておまして、苦しいときは一緒に苦しむのがこういう姿勢。また、楽しくなってきたときは、小島とっとパークを起点に、一緒に岬町が盛り上がっていったらいいことであって、そういった姿勢が今回のやり取りの中で見られたのかなと。

町長におかれましても非常に苦しい判断だったと思います。しかし、そういった判断をされたことを評価させていただいて、今回の案件は賛成といった立場で討論させていただきました。

ありがとうございます。

道工委員長 他に討論ございませんか。

大里委員、賛成ですか、反対ですか。

大里委員 賛成です。

道工委員長 賛成どうぞ。

大里委員 今回の補正予算で橋梁や地元の西畑、結構狭い道路を緊急車両なんかもちよつと危険なところ、コミュニティバスの危険なところを舗装していただけるという計画、大いに賛成させていただきたいと思います。

ただ、とつとパークは厳しい状況です。でも、これは岬町の観光資源です。出口委員からも出たように、これから方向転換しないとイケないか。この海釣り公園は子どもから大人まで安心して観光できる、釣りができる、そういうところで岬町としても期待していきたいと思います。今回の補正で若干免除することにより維持できるのならば、今後のことを期待して賛成させていただきたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 挙手多数であります。

よって、議案第1号のうち、本委員会に付託されました案件は、可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 午後1時まで休憩をさせていただきます。ありがとうございます。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

道工委員長 休憩前に続きまして、会議を開きます。

続いて、議案第4号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第4次）について、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池上課長。

池上下水道課長 令和6年度、岬町下水道事業会計補正予算（第4次）についてご説明いたします。

委員会資料の7ページをご参照ください。

支出の内訳としましては、1下水道事業費用、3特別損失、その他特別損失として14,855,000円を増額補正するものです。

内容としましては、貸倒引当金で繰入額で、詳細につきましては特例的収入及び支出と一緒にご説明させていただきます。

次に、特例的収入及び支出についてご説明いたします。

特例的収入の内訳としまして、14,85万5,000円を増額補正するものです。

委員会資料7ページ下の特例的収入及び支出とは、及び補正理由をご参照ください。

地方公営企業会計の適用を行う日の前日の属する会計年度は同日をもって終了するため、出納整理期間は存在せず、全ての出納は打ち切られることとなります。この場合、打切決算によって発生した未収金及び未払金は、それぞれ特例的収入及び支出として予算に別条を設ける必要があります。

この打切決算によって発生した未収金ですが、会計事務所との協議の中で、公営企業会計移行時に計上するべきと指摘があり、移行前の下水道使用料及び受益者負担金に係る滞納繰越分を未収金として特例的収入に繰入れするものです。

次に、貸倒引当金の説明となりますが、下水道使用料及び受益者負担金は、請求後お支払いいただけない場合は、督促するなり、債権回収に最善の努力を尽くしていますが、状況によってはお支払いいただけないケースがあります。これを企業会計では貸倒れと言い、事業を行うに当たっては避けられないリスクであり、適切に管理し、対策をしておく必要があります。

将来起り得るかもしれないこういった貸倒れのリスクに備え、支出において貸倒引当金繰入額をその他特別損失として計上することで、あらかじめマイナス

勘定をしておく貸倒引当金という処理を行うものです。

以上が、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第4号次）についてのご説明となります。

道工委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑等はございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

道工委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号のうち本委員会に付託された案件は、可決されました。

議案第5号、令和7年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件を議題といたします。

なお、委員会資料の14ページから19ページに、補足説明の資料については土木費及び下水道事業会計のところで説明を受けます。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審査したいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の8ページから13ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 8ページの土木使用料、住宅使用料についてお伺いしたいのですが、令和6年度の当初予算分を見ると、今、令和7年度の予算書と見比べたときに、記載が変わっているというか、異なる部分がありまして、それについて同じかどうかを確認したいと思っています。

一つは、令和6年度の予算であれば、浄化槽使用料というのが、多奈川平野北合併処理浄化槽使用料とあり、これは一緒かどうかというのと、令和6年度であれば、住宅共益費というのが、今回であれば、緑ヶ丘住宅共益費になっているものが同じかどうか。令和6年度であれば、駐車場使用料というのが、今回であれば、緑ヶ丘住宅駐車場使用料が同じであるかどうかというのをお聞かせください。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

結果としては同じでございます。

ただ、今年度までは、浄化槽使用料であるとか、住宅共益費であるとか、駐車場使用料という書き方をしていたのですが、岬町で管理している町営住宅の団地ごとに、いろいろ、より分かりやすい説明でしたほうが今後分かりやすいかなということを変えさせていただきました。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 丁寧なご対応ありがとうございます。

続きまして、9ページの、土木費国庫補助金と住宅費補助金についてですけれども、令和6年度当初予算から半減している理由というのをお聞かせいただきたいなと思います。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 科目というか、名称は空き家対策総合支援事業でよろしいですか。

松尾委員 はい。

藤井建築課長 半減している理由としては、歳出にも関係してくるのですが、この内訳としまして、一般の住民の方に補助をしている、危険な空き家を除却、解体する補助金のものが含まれております。

令和6年度のときは、中孝子地区において所有者不明の危険な空き家があると。これは、行政が代執行しますというようにお話をしておりました。その分が全くなかったところです。

よって、内訳としては、民間向けの空き家の解体の除却費用を計上しているものです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 今回は、何かここがあるとかがというのは特にない状況ですか。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 今回はないというところです。いわゆる、行政が全額負担をして、国の補助金を使って解体するというものはありません。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じところですが、今度は、社会資本整備総合交付金（公的賃貸住宅家賃低廉化事業）のことですが、これも大幅に減額しているのですが、理由をお聞かせください。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 こちらについては、平成27年と平成29年に整備をした緑ヶ丘住宅の新築工事に係る補助金でございます。これは、新築後、入居される方の町の負担、家賃分を国が負担するということで、新築後10年ということになっております。

1号棟については、平成27年から10年経過して、丸々なくなってしまう、この分が残り、これから二年継続するという額で半減しているということです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。ありがとうございます。

道工委員長 他に。谷崎委員。

谷崎委員 9ページの、国庫支出金で、多奈川地区多目的公園災害復旧国庫負担金が二億4,470万円とあるのですけれども、この当初予算の説明資料のほうでは2億9,100万円ということで、これは、何か別の、府とか、そういうものが入っているのですか、国庫だけじゃないということですね。

町の持ち出しはたしかなかったはずと聞いているのですが、その内訳をちょっと知りたいと思います。

道工委員長 どなたか答えられますか。新堀理事。

新堀まちづくり戦略室理事（企画地方創生担当） 谷崎委員のご質問にお答えします。

9ページの、災害負担金の予算、これは国庫だけの予算を計上しています。

予算書のほうは、ほかの予算も併せて計上しておりまして、この事業につきましても、全体の予算の84.1%が国庫負担金、残りの予算が15.9%ですけれども、そのうちの90%が起債ということで、さらに、地方負担のうち、3分の2が府からの負担金ということで、残りの3分の1が町の一般財源等の持ち出

しになります。

ですので、持ち出しが全くゼロというわけではないのですが、こういった予算があるということをご理解いただきたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 委員会資料8ページの、木4の土木使用料、節4の都市計画使用料、いきいきパークみさきの使用料とあるのですが、これの内訳を教えてください。

道工委員長 岡田副理事。

岡田副理事（企画地方創生担当） 内訳につきましては、芝生広場が14万6,000円、野球広場が39万1,000円、多目的広場が19万5,000円になります。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 10ページの、農林水産業費府補助金と、林業水産業費補助金についてお伺いしたいんですけども。

農山漁村地域整備交付金がありますが、令和6年当初から大幅に増額している理由をお聞かせください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

農山漁村地域整備交付金が増加している件ですけれども、令和6年度に、林道奥池線不動橋の補修工事設計業務を実施しまして、令和7年度は、林道奥池線不動橋補修工事を行うこととなっております。

設計のほうは723万8,000円でして、工事のほうは2,000万円ということで、補助率が2分の1になりますので、その関係で増額となっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 その件は結構です

続いて、森林病虫害等防除事業補助金が令和6年度だったら上がっていたところなんですけれども、今回なくなっている理由をお聞かせください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

森林病虫害等防除事業補助金を令和7年度で計上していない理由ですけれども、令和6年度に大阪府森林組合の方と一緒に現場確認を行ったところ、被害の収束が確認されましたので、防除が必要ないということで計上を見送っております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、11ページの、土木費委託金、都市計画費委託金の中の都市計画基礎調査委託金ですけれども、令和6年度当初予算にはなかった内容ですけれども、この内容をもう少し詳細にお聞かせください。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 松尾委員のご質問にお答えします。

この、都市計画基礎調査委託金は大阪府から委託を受けて調査しているもので、各年度というか、サイクルがいろいろありまして、今回は予定されている事業があるので計上しており、今年度は予定されている事業がないので計上していないという状況になっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

そうしたら、12ページに移ります。

雑入についてですけれども、町営住宅用地確定測量費分担金とあるのです。これも令和6年度当初予算にはなかった内容なので、もう少し、理由というか、内容をお聞かせください。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 松尾委員のご質問にお答えします。

これは、淡輪地区に町営住宅があるのですが、もともと、20戸ぐらい建てていたところで、今は3軒ぐらいしかお住まいではないのですけれども、結構大きな土地がございます、かねて、隣地、周りの方との境界が不明瞭なところがございまして、このたび、協議が整って、測量するということになりまして、隣の方にその負担をいただくお金を計上しております。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 委員会資料の10ページの7の、農林水産業府補助金で、ため池ハザードマップの補助金がありますけれども、今回、どこの池のマップを作成する予定なのか教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えします。

令和7年度のため池ハザードマップの作成は、深日の古池、新池、多奈川西畑の口池を予定しております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 分かりました。

南池土地改良区の古池と新池あるいは棟合の古池、新池をやっていただけるといいますので、よろしくお願いします。

それと、13ページの、過疎対策というところがありますけれども、今回、土木関係で、結構、過疎対策事業債というのをたくさん使うことになろうかと思いますが、これ、予算全体に関わってくるんですけども、限られた財源の中で、取らなかつたらすぐ過疎対策事業債ということで乗ってくるんですけども、今年度も1億何がしらの過疎債発行見込みということで、去年まで、令和6年度末だったら5億円が、また1億円乗って6億円というような、限られた予算でできないので、どんどん増えてくるかと思えますけれども、このメリットもデメリットもいろいろとあろうと思うのですけれども、三年間の据え置きで、10何年の償還ですか、短い償還になってきたりしますので、今後、これは要望なんですけれども、分母がどんどん増えてくるんじゃないかという懸念があります。

それで、7割は交付税算入ということで、また返ってくることになろうかと思えますけれども、予算編成の段階で、しっかり先を見通した財政運営というか、それだけをしっかり財政の担当のほうではよく見通しをしておいていただきたいという、これは要望です。

道工委員長 ほかにございませんか。出口副委員長。

出口副委員長 3点お聞きします。

10ページの節、目です、農林水産業府補助金の件で、節の農業補助金ですけれども、ため池ハザードマップ作成事業補助金が3か所予定しているということで、693万円かかるということですが、そのもう少し詳細を教えてくださいのと、その下の、農地制度実施円滑化事業費補助金となっておりますけれども、31万5,000円、これはどういう内容の事業なのか、教えてもらいたいと思います。

それと、もう一点は、11ページの、節1土地建物貸付収入が750万5,000円ございます。これは、どこの場所で、何か所あるのか。

その3点をお願いしたいと思います。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

1点目の、ため池ハザードマップの3か所の内訳なんですけれども、手元に資料がないので、確認させてください。

2点目の、農地制度実施円滑化事業費補助金ですけれども、内容としましては、農地の集積を行うために、台帳管理等の事務を行うために必要な経費を助成していただく補助金となっております。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 もう一点。11ページの、土地貸付収入について。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 出口副委員長のご質問にお答えいたします。

土地貸付収入につきましては、みさき公園区域内のコンビニ敷地の収入となっております。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 今の、その土地貸付収入は、セブンイレブンだと思いますけれども、これ、750万円は年間に貸付費用の収入があるのですか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほどの答弁で誤りがありまして、みさき公園区域内の土地と申し上げたんですけれども、みさき公園に隣接する土地と訂正させてください。

そうしまして、金額につきましては、1か月62万5,375円の12か月分ということで、年間、750万5,000円の収入があります。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 ないようですので、これで、一般会計、歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料としまして配付いたしております、本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、衛生費に入ります。

予算書114ページ、115ページ、目3環境衛生費の節18負担金補助及び交付金、土木下水道課分に係るものをご覧ください。

質疑ございませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 115ページ、節の区分18の、合併処理浄化槽設置補助金1,906万6,000円、これはたしか、合併浄化槽の補助金を検討するとかという話があったんですけども、それは前年と全く内容は変わってない立て付けなんですか。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 谷崎委員のご質問にお答えします。

今年度計上している金額につきましては、前年度と同じ立て付けとなります。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産業費に入ります。

予算書126ページから133ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 予算書129ページ、節12委託料です。

先ほどもありました、ため池ハザードマップを作成委託料ですが、この、ため池ハザードマップを作成委託する、全部で池が20か所とお聞きしたと思うんですけども、去年もやりました、今年もまた3か所ということで、あと残り何か所あるのか、お聞かせください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えします。

ため池ハザードマップにつきましては、令和6年度末で8か所作成しております、令和7年度に3か所をしますので、令和7年度以降で、あと残り12か所の作成が必要となります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 それは結構です。

次に、その一つ下ですけれども、工事請負費、別所上池改修工事、これは、去

年、今ありましたそのため池ハザードマップ、去年、この別所の上池、下池のハザードマップを作成したと思うんですけれども、その何か関係ですか、今年、上池で改修するというのは。

この改修工事の内容をお聞きしたいと思います。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

別所上池改修工事につきましては、大阪府のほうで令和5年度に耐震診断をしまして、その結果、余水吐の切下げにより、満水位を低下させる措置が必要となったことから、本改修工事を実施するものとなっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 もう二、三点お願いします。

131ページです。

一番下の、14工事請負費ですけれども、森林間伐工事とあるんですけれども、これは、間伐する場所はどこになるのか。また、その工事発注先、まだ決まっていないやろうけれども、これはどこになるのか。地元業者に業者があるのかなと思うんですけれども、それをお聞きしたい。

それから、もう一つ、その下、林道奥山線落石防護柵設置工事、この内容をちょっとお聞きしたいのですけれども。

この2点、お願いします。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

森林間伐工事につきましては、高齢化等により、手入れが困難となった東畑地区の人工林において約1.5ヘクタールの間伐の工事を予定しております。

委託先につきましては、また今後になってくるかと思えます。

そして、次の、林道奥山線落石防護柵設置工事の内容ですけれども、林道奥山線において土砂が流出しており、住民や林道利用者の安全を確保するために、落石防護柵の設置を予定しております。延長20メートル、高さ3メートルの予定です。

道工委員長 他に。谷崎委員。

谷崎委員 2点ほど。

一つは、129ページの、節18有害鳥獣駆除事業補助金70万円、これ、大里委員とか出口副委員長、また、府議会の渡辺議員等を通じて、昨年度、補正で倍額ぐらいだったんじゃないですか。また違うのですか。

補正で70万円ぐらいだったはず。別ですか。

道工委員長 ちょっと待って。まだ、谷崎委員の言うてることがはっきりせえへんで、しゃきっとしてから答えてください。また追加出てくるから。

谷崎委員 有害鳥獣駆除事業の補助金というのは、これは、有害鳥獣駆除の手当ではないのですか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣の従事者の方が駆除していただいたときに手当させていただいている分は国からの補助金でして、この、有害鳥獣駆除事業補助金70万円とは別のものになります。

この70万円は、有害鳥獣対策協議会に対する駆除事業経費の負担軽減のための補助金でして、有害鳥獣のおり代や、捕獲ボランティアの方の保険代、狩猟免許の更新料を、各地区への助成金として補助を出しております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 駆除の団体への補助やね。はい、分かりました。

もう1個、131の、節27の下水道課の下水道事業会計繰出金、これは、漁業集落関係の繰出金でしたっけ。

また違うあれですか。

道工委員長 分かりますか、繰出金のところですか。

答えられますか。

ややこしかったら、また後刻でも。

内山部長。

内山財政改革部長 こちら、令和7年度ですけれども、以前、おっしゃるように、漁業集落排水で繰り出していた分を、令和7年度としましては、こちらの名称で、予算の科目で計上させていただいているということになります。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 同じ、漁業集落の集中処理に対する繰出金ということですか、これは。

内容は。

道工委員長 内山部長。

内山財政改革部長 以前、漁業集落排水事業ということで繰り出していた分になります。

谷崎委員 同じところに出すということですね。

内山財政改革部長 はい、それに対して、今回、令和7年度で繰り出しする金額はこれだということになります。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 それが令和5年度より1,000万円ほど増えていますけれども、どういう理由ですか。

令和5年度は1,350万円ですね。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 谷崎議員のご質問にお答えします。

増えているお金については人件費になります。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 人件費とは、どういう内容かちょっと。

どこに払うのか、漁業集落の団体に払うのか、どういうことやろ。

道工委員長 ちょっと質問と答弁が食い違っているの違うかな。

漁業集落のこと聞いてはりますけれども。

谷崎委員 漁業集落のほうで、令和5年で1,350万円だったのが、今回、漁業集落と同じということで、2,370万円になっているので、1,000万円増えているという疑問がありました。

道工委員長 科目間違っていないか、合ってますか。

谷崎委員 後ほど。

道工委員長 本人のほうから後ほどということを書いてますので。

分かりますか、池上課長。

池上下水道課長 谷崎委員のご質問にお答えします。

下水道課にいる職員、それが、それぞれ公共と漁集のふたつの事業がありますが、今までその公共のほうで予算計上していた人件費の内一人分を、漁集のほうで予算計上することになりましたので、その分の費用が今回の繰出し金増額の要因ということになります。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 公共と漁集の関係の仕事を振り分けて、こっちに乗ったということかな。

よう分からんわ。

道工委員長 振り分けていますので、また、後でしっかりと聞いてください。

谷崎委員 どこかの組合に払ったんじゃないということね。

道工委員長 他に。大里委員。

大里委員 先ほどの、谷崎委員と同じところになるんですけども、129ページ、有害鳥獣駆除事業補助金ですけども、最近、やはり駆除する動物が、イノシシに加えて鹿なども入ってきてるのですが、その辺も加味してのこの金額でしょうか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 大里委員のご質問にお答えいたします。

この、有害鳥獣事業補助金の70万円が、鹿対策も考慮しているのかというところなんですけれども、鹿対策につきましては、協議会からもご意見があって、大阪府が、現在、国の補助金を活用して、令和6年度に、河内長野市のほうで、ニホンジカ被害対策実施業務というのを実施しております。

具体的な内容としましては、山の中にカメラを設置して、鹿の生息状況を把握するとともに、生息状況の結果を踏まえて、地域の関係者と協議をして、捕獲等を含めた被害対策の体制の整備を推進したり、捕獲の技術研修の実施をしているというところで、大阪府はこの取組の範囲を大阪府内で広げていく予定でして、岬町としても、担当からは、岬町でも実施していただけるように大阪府が要望しているところです。

こちらは府の事業なので、町のほうで予算措置は必要ないというところでお聞きしていますので、鹿対策については、まず、この、大阪府の事業で参画できたらなど考えております。

道工委員長 大里委員。

大里委員 では、今までどおりで、イノシシ対応ということで、またこの金額でやっても
らいたいと思います。

もう一ついいですか。

道工委員長 どうぞ。

大里委員 同じページの上から二つ目の、負担金補助金のところで、農作物特産化支援事

業補助金について、ちょっと詳しく教えてください。

道工委員長 竹田課長。

分かりにくかったら、また後で報告しますか。

大丈夫ですか。吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 大里委員のご質問ですけれども、農産物特産品化支援事業補助金のことについてお聞きいただいたと思うんですけれども。

この100万円は、20万円の5件分で、前に、出口副委員長からご提案いただいて、そこから、毎年、予算100万円つけて、地域の方々、農業に取り組む方々の支援をするものでございます。

道工委員長 大里委員。

大里委員 1件当たり20万円の5件分ということですが、同じ人が二回、二年連続、三年連続というのは可能なのでしょうか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 大里委員のご質問にお答えします。

同じ方が二年、三年と申請することも可能となっております。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 先ほど、ため池ハザードマップの数のことが出たので、確認したいのですが。

令和6年度末までに8か所と今回言われたのですが、現時点で、岬町のホームページに公開されているのが4か所で、令和6年に発注して作成中のものが3か所あるので、合計、7か所じゃないのかなと思うのですが、確認をお願いしたいと思います。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

令和6年度は3か所を予定していたのですが、落札減がありましたので、追加でもう1か所。具体的に言いますと、別所上池、別所下池、流谷池、馬口谷池、この4か所を令和6年度で作成することとなっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

そうしたら、これまでに作成したため池ハザードマップというのは、全て岬町のデジタルマップへの反映はできてますでしょうか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度までの分については、デジタルマップへの反映をしております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 これからもうやっていくということですよ。

はい、分かりました。

そうしたら、私からは、129ページの、農業総務費の中の委託料で、(仮称)みさき農業公園整備計画策定支援業務委託料のことについてお伺いします。

令和7年度に整備計画の策定を行うとされておりますけれども、先日、1月20日に行われたみさき農業公園基本計画策定委員会によると、まだ、地権者の意向も全て確認できていなくて、農業手法、これは、公設民営なのか、民設民営なのかというのもまだ決まっていない状況だと思っておりますが、令和7年度中にこの整備計画というのは策定できるものですか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和7年度は、官民連携手法導入可能性の調査でありますとか、令和6年度に地権者アンケートを行ったのですが、具体的な整理区域を検討していく上で、アンケート調査の信憑性を高めるために、追加の意向の確認を予定しております。

整備計画につきましては、令和7年度と令和8年度の2か年で計画を立てる予定となっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 はい、分かりました。

そうしたら、別のところを聞きます。

129ページの、農業施設改良事業費の中の18負担金補助及び交付金の中にある、地海地区水路整備事業補助金について、これは今年度予算にはなかった内容なので、もう少し具体的に教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

地海地区水路整備事業補助金ですが、多奈川、谷川美化センター内の海岸防潮堤付近にあります施設でして、水門の施設が経年劣化により故障したため、改修

事業を行うものとなります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 はい、分かりました。

そうしたら、131ページの、林道水産業振興費の中の委託料で、森林整備調査業務委託料があります。これも今年度予算にはなかったもので、内容を聞かせてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

森林整備調査業務委託料につきましては、先ほども出ましたが、間伐をするに当たりまして、先にどの木を切るのかとか、そういったことを調査する費用になっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

そうしたら、先ほどの委員の皆さんから出た案件ですけれども、131ページの、林道水産業振興費の工事請負費の、森林間伐工事の中の工事内容とか、どこかというのは分かったのですが、この、工事完了予定時期というのを教えてほしいです。

併せて、同じ質問で、工事完了予定時期でけれども、林道奥山線の落石防護柵設置工事の件についても、完了予定時期というのはいつになるのかを教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

すみません、この二つの工事について、完了時期につきましては確認をさせていただきます。

道工委員長 じゃあ、後程ということで、よろしくお願いします。

他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 131ページの、間伐工事のこともう一回聞きたいんですが。

さっき、坂原委員が聞かれて、ちょっと聞き漏れたのですが、どこの人工林か、場所を教えてください。

竹田産業観光促進課長 東畑です。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 その東畑の、逆に、その所有者というのは、どこの所有のものですか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 奥野議員のご質問にお答えします。

間伐の箇所は東畑の森林会の所有となっております。

先ほどの、間伐と、林道奥山線落石防護柵設置工事の完了時期は令和7年度末
となっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 間伐するというのは、何か通行の支障になるとか、そういう理由でやるという
ことですか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 奥野議員のご質問にお答えします。

間伐は災害などの土砂崩れの防止のために行うものです。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 これから、いろいろなところが全然山に入ってなくて、間伐なり、枝打ちとか
しないといけないところが多々あって、これは、森林環境譲与税を使っていること
ですか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 奥野議員のご質問にお答えします。

間伐は森林環境譲与税を活用して行っています。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 町内にはいろいろなところでまだまだ人工林があろうかと思えますけれども、
その優先順位というか、使って、どんどん林業のほうにも力を入れていって
いただきたいというふうに、これは要望です。

道工委員長 何か補足説明ありますか。竹田課長。

竹田産業観光促進課長 間伐の目的について補足説明をさせていただきます。

森林所有者の高齢化によって手入れが困難となった人工林において、間伐する
ことによって、木の成長を促進させることなども目的としてするものとなります。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 これでは、農林水産業費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

予算書132ページから137ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 135ページの、12の委託料の中で、長松の自然海浜の松ですか。いろいろと植林だとか、維持管理、防虫害看板とかいろいろとありますけれども、その、順次、防虫とか、植樹も分かるのですが、維持管理というのはどういう内容になりますか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えします。

令和6年度に松枯れが起こりまして、伐採をした後に、令和7年度で植樹を行う予定となっておりますが、その後、この長松自然海岸松維持管理業務委託料では、下草刈り、6月と9月の二回及び梅雨明け後から9月中旬の間に、5回程度水やりをやる予定としております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 よく、先輩方に聞くのは、2月に植えたらもう水もやらなくていいというようなことを、2月の末松とかいうてよく聞いたことがあるのですがけれども、時期が5月以降ということで、当然、水やりもやはりやらないといけないと思いますけれども、下草刈りもしないといけないと思いますけれども、今度植える松が枯れないのかという、一番そこなんですけれども、松枯れには強い木を植えなければならぬと思いますけれども、そんな松はあるんですか。

防虫の薬をかけるのかもしれないけれども、その辺り、どうでしょう。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） 奥野委員のご質問にお答えします。

松のほうは、クロマツといいまして、森林のそういう病気にも強いと言われていて、松を植樹する予定にしております。

そして、防除のほうも引き続き行っていく予定にしております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 今植えていたのが、枯れたのもあれ黒松ですよ、赤松やないですよ。

だから、そういう品種改良で、松くいにも対応できるような品種改良ができて
いるのかどうか。当然、薬もかけて消毒しないといけないと思います。幹が太く
なってきたら、よく大事な木なんか、こもまいて、よく、縄でくくって、冬場に
虫が入らないとか、そんな丁寧に行っているところもあろうかと思えますけれ
ども。

今、枯れたのは黒松だと私は認識しているんですけども、同じものを植える
んですか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの奥野委員のご質問にお答えしたい
と思うんですけども。

同じものというのはちょっとどうか分からないんですけども、造園事業者さ
んとか、大阪府さんに相談したときに、やっぱりクロマツが適しているというこ
とで、松くい虫にも強いのはやっぱりその種類だということで、それで植林して
いただくようお願いしているところとなっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 当然、水やりと、その間の下草刈りだとか、管理によると思いますけれども、
またかということがないようにだけ、よろしく願いしときます。

道工委員長 他に。坂原委員。

坂原委員 二、三点お聞きします。

133ページの、節18負担金補助及び交付金ですが、商工会運営補助金とし
て300万円上がっています。この額は、過去ずっとそんなに変わってないのか
なと思うんですが、これは、商工会にとってこの額で足りているのかどうかとい
う、ちょっと不安に思うところあるんですけども、この金額の算定根拠という
のはどういうところでしょうか、教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 商工会の補助金の算定根拠につきまして、資料を持っていません
でして、確認をさせていただきます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 商工会については、府からの補助金のほうがたくさん額としては上がっていて、
ほとんどそれで賄っているのかなと思うんです。

事業費のほうも補助金としてありますけれども、事業費は、もちろん、事業に使ってしまうので、その運営費のほうでもっといろいろなことができるのやないかというふうに、担当の人はそういう言うてるみたいですがけれども、部長から、もちょっとこれ上げられないのかなと思ったりしているので、その都度、商工会の担当者と相談していると思うのですけれども、その辺をちょっと加味して、できるのやったら増やしてあげてほしいなど、これはこの要望でお願いしたいと思っています。

次の質問ですけれども、135ページですが、節12委託料で、先ほど、長松海岸のちょっと下のほうに、その節12の真ん中のほう、府域周遊観光促進事業委託料とあるんです。

これ、どういう内容なのか教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

府域周遊観光促進事業委託料につきましては、万博開催を契機に、関空を利用した多くの来訪者が大阪に来られることが見込まれるため、大阪観光局と連携しまして、岬町へ誘客すべきターゲットを分析しまして、令和6年度に、台湾人の家族連れをターゲットにした、岬町を周遊していただくツアーを作成しまして、大阪観光局の観光サイトへ記事を掲載しているところです。

こちらを、令和7年度では効果を検証しまして、さらに、コンテンツの磨き上げを行っていきたいと考えております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 これは去年と額も同じなのですかけれども、これは同じ業者でやってもらっているんですか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

令和6年度、令和7年度ともに大阪観光局に委託となっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 それは結構です。

その幾つか下に、長松自然海岸松植樹イベントとあるんですけれども、これは今からなので、詳しいことは分らないと思うのですけれども、委託業者とか、大

体、どんな内容で考えているのか。

分かる範囲で結構ですので、教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

植樹イベントにつきましては、令和7年4月に、これからになりますけれども、町内の子どもたちに来ていただいて植樹イベントをしたいと考えております。

委託業者につきましては、債務負担行為を取らせてもらって、入札をして、これから契約というところになっていきます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。

その二つ下に、警備委託料とあるんですけども、この警備というのは、これ、どういう内容か教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

こちらは、深日港観光案内所さんぽるたの警備委託料となっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 これ、去年から減額になっているのですけれども、何か理由は分かりますか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

警備委託料が減額となっている理由ですが、こちらが、5年間の長期継続契約をしておりまして、令和8年2月で5年間の満了することとなります。

町内の施設においては、警備を入れている施設、入っていない施設がありますので、5年満了するタイミングで、今後も警備を入れるのかどうかを検討していきたいと思ひまして、一旦、この金額で計上しております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 次、最後の質問になります。

節14の工事請負費です。

道の駅みさき周辺整備工事、これは去年も予算が上がってしまひて、去年の予算からすると、かなり、今年、新年度は少ないんですけども、これは、もうほぼ工事が終わっているということではないでしょうか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えします。

道の駅みさき周辺整備工事につきましては、令和6年度に予定していましたパーゴラや、野外卓について、労務単価の上昇や、森林環境譲与税を活用する関係で、国内産の木材を使用した製品を利用するのですが、そちらの価格上昇のため、令和7年度に、一部、追加の工事が必要となります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 その下の、稲荷駅周辺樹木伐採工事、これ、関連の工事かなと思うのですが、そうしたら、今年、もうどこかの時点で整備が完了して、オープンのイベントか何かまたやるのかな。

大体、完了、いつ頃ぐらいの予定ですか、分かれば教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えします。

完了時期につきましてはですが、道の駅から稲荷池のほうへ通行していただくために、来場者の安全確保について、国道26号線道路管理者である大阪国道事務所と協議を進めております。

協議がほぼ整ってきたのですが、その中で、安全対策が必要ということになってきて、安全対策に係る費用につきましては、令和7年6月に補正予算要求をさせていただきたいと考えております。

オープンの時期は安全対策の工事完了後と予定しております。

道工委員長 他に。大里委員。

大里委員 一点だけお願いします。

同じ135ページの、委託料の中の観光パンフレット英語翻訳業務委託料。

これ、もちろん、英語に翻訳のパンフレットだけでしょうか。ほかの言葉はないのかなと。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 大里委員のご質問にお答えします。

観光パンフレットは、日本語、英語以外にも、中国語や韓国語も作っておるのですが、令和5年度に日本語版を更新しまして、在庫状況を見まして、英語も減ってきましたので、令和5年度に更新した英語版を作成しようと考えてお

ります。

道工委員長 大里委員。

大里委員 万博もあるので、各国から来られることを希望して、各国版も作ってほしいな
と、要望しておきます。

道工委員長 他に。竹原委員。

竹原委員 私からも一点だけです。

135ページの一番下です、負担金、補助金及び交付金の中の観光協会補助金
268万4,000円。

先ほど、商工会の補助金についての内訳、算定根拠というのを聞かれていまし
たけれども、観光協会につきましては分かりますでしょうか。

お願いします。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

観光協会補助金の内訳ですけれども、広報活動に18万9,800円、観光自
然補助事業としまして、長松海岸松林や愛宕山の草刈りに69万6,200円、
つつじ祭りや釣りイベントなど、イベントの実施や観光展等への出展に66万5,
000円、会員主催のイベントの支援に20万円、視察研修調査研究事業に8万
4,000円、みさき公園駅前観光案内所運営協力を26万9,000円、大学
との連携による新規事業の企画立案に58万円。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 詳しい説明、ありがとうございます。

昨日も、ちょうど午後4時から地域おこし協力隊の説明会があって、その中で、
いろいろな活動の中で、観光協会さんとコラボして事業をして、その中で、岬町
だから岬のイルミネーションができるんだと、こんなイルミネーションやってい
る自治体、自分たちだけでやってるところはほぼないんだみたいな形で報告を受
けました。

全くそのとおりで、観光協会のメンバーの皆さんには、もうほぼ手弁当でずっ
とやってもうてるのかなと思いつつ、昨年当たっては2万人を超える来場者が
来たといったことですので、観光協会のほうからも、事業を、恐らく、
引き続きやってくれるのかなと思っておりまして、冬の岬町の大イベントにな

れるように、いろいろ相談があったら、また相談に乗っていただきたいということ要望させていただきます。

道工委員長 他に、松尾委員。

松尾委員 私からは、長松自然海岸の松の件について幾つかお尋ねします。

ほかの委員からもいろいろ質問があったと思いますが、松の害虫防除業務のことに关してですけれども、もう少し具体的に詳細を教えてくださいのと、あと、景観看板のことも上がっているんですけれども、これは、長松自然海岸のどの位置に、どんな看板を作るのかというのを教えてくださいなと思います。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

長松自然海岸、松害虫防除業務につきましては、高木を対象に、4月に薬剤散布を実施予定であります。

次のご質問の、景観看板につきましては、場所につきましては、長松海岸の松植樹後に、松林の適切な場所に設置したいと考えております。

看板の形態につきましては、町内で統一した看板が設置できればいいと考えておまして、孝子の駅や多奈川駅に葛城修験の看板を設置しておまして、そういったイメージで看板を設置したいと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどの答弁は分かったので、結構です

五日の議会で言われたのですけれども、吉田理事から、この松枯れについての原因というのが酸性雨というの也被われたのと違うかなと思うのですけれども、言われなかったかな。言われてなかったらごめんなさいね。

酸性雨は、この間、我々議会でおしゃべりカフェというのをやりまして、やったときに、そこに来られた住民の方が酸性雨のことをおっしゃってたんです。

酸性雨はやっぱり松枯れの原因になっているということで、カルシウムが有効と違うかということをおっしゃっていたんです。カルシウム何かといたら石灰です。石灰をまいたら有効だというふうにおっしゃっていたのですけれども、これは要望というか、情報提供という形でお伝えしておきたいと思ひます。

もし、酸性雨と言っていなかったら、新しい情報として含みおいていただけた

らなと思うのですけれども、そういう情報を提供しておきたいなと思います。これは情報提供です。

次に、135ページの、観光費の中の委託料で、観光促進PR動画制作配信委託料があります。これは、令和6年度、今年度、当初予算にはなかったものですが、どんなPR動画を作成して、どんなふうに配信をしていくのかを教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えします。

こちらは、令和7年度で初めて計上している委託料になるのですが、令和6年度に府域周遊観光促進事業を大阪観光局と行った関係で、大阪観光局のほうで動画を作成していただいた経過があります。

この動画が、再生回数が2.6万回と非常にたくさんの方に見ていただきましたので、令和7年度につきましては、町内のPR動画を国内外に発信するための動画を3本制作予定しております、日本語と英語で作成したいと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

これはどんな動画になって、再生回数がどれぐらいになるかというのは作られてからになるのでしょうかけれども、注目していきたいというふうに思います。

続きまして、135ページの、観光費の中の14工事請負費の海釣り公園整備工事についてお伺いします。

何度かこれ上がっているのですが、再度、工事内容の詳細と、工事完了予定時期を教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えします。

工事内容につきましては、栈橋維持管理計画に基づく修繕工事で、手すりやゴムマットの修繕などとなっております。

完了時期は令和7年度末となっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 これは、以前も私提案しました。多分、腐食の件が関係してくるのかなという

ふうに思っています、この500万円近い金額というのはやっぱり大きなものです。何とか、この500万円の修繕費がかかる、また、先ほどの議題でもありました中で、どう事業を持続可能なものでしていくかというのが非常に今問われている時期に来ているんじゃないかなと私は考えております。

この件も、何度か、さびをどうして、こうしたら安くなるかという方法もあると思うので、ぜひ、そういうのを検討いただけたらと思います。

続きまして、135ページの、観光費の備品購入費で、機械器具費と庁用器具費というのが上がっています。

これ、それぞれどんなもの、何を購入するのかを教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えします。

まず、機械器具費の40万円についてですが、こちらは、深日港観光案内所とみさき公園駅前観光案内所においてWi-Fiサービスを提供しているんですけども、現在使用しているWi-FiサービスがNTTのほうで終了することに伴いまして、後継サービスへ更新するために機器の更新を行うものとなっております。

続きまして、庁用器具費の内容ですけれども、みさき公園駅前観光案内所に隣接します、住民票、印鑑証明書の発行コーナーが3月末をもって閉鎖となりまして、産業観光促進課に移管されることとなります。

現在、みさき公園駅前観光案内所には観光客の方がパンフレットなどを見ていただくスペースがありませんので、テーブルや椅子を購入して、ゆっくりとパンフレットを、町内の情報を見ていただけるスペースを確保したいと考えております。

道工委員長 他に。谷崎委員。

谷崎委員 135ページの、節18の観光振興事業補助金、淡輪海水浴場30万円とあるんですが、去年は、もう阪南市とか、いろいろなところで海水浴中止になっております、海水浴場開設。一昨年か、去年に当たってか、淡輪海水浴場には後追いで200万円の補助を出したと思いますけれども、これについて、この30万円ではどうなのでしょう。ご検討はいかがなものかと思えます。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

海水浴の補助金につきましては、委託事業者である淡輪海水浴場管理組合と協議しながら、また、実施していただいた結果、決算の状況を見ながら補助について検討していきたいと考えております。

道工委員長 他に。松尾委員。

松尾委員 聞き残しがありました。

道の駅みさきの周辺整備工事で、稲荷池のことが今上がっております中で、道の駅みさきから稲荷池周辺の憩いの場へはどのようにして行くのかというのをもう少し詳しく教えていただきたいのと、あと、道の駅みさきは休日の渋滞問題というのがまだ続いていますよね。結構、渋滞があるんですけれども、それによって駐車場を拡張した経緯ももちろんあるのですけれども、この憩いの場を整備することで滞在時間がより長くなるんじゃないかなと、渋滞を助長してしまうのではないかという側面もあると思うのです。

その辺の解決策というのはいかがでしょうか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の、道の駅みさきから稲荷池へ向かう通路につきましては、道の駅みさきの店舗から拡張した駐車場に向かって歩行者通路という路面標示があります。そちらを山に向けて歩行者通路を行きまして、その後、そこから稲荷池に向かって、路面標示で歩行者通路というのを記載させていただく予定としております。

以前に、道の駅みさきから階段を下りて渡れないのかというご意見もあったかと思うのですけれども、あそこは国道になりまして、国と協議した結果、店舗から山側へ向かって駐車場内に歩行者通路を記載して、通行していただくようにという指示がありましたので、そのように予定しております。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） もう一点ご質問いただきました、休憩場所を整備することで、より渋滞を招くのと違うかというご質問をいただきましたけれども。

うちとしましては、道の駅の中の施設は、24時間トイレと、国のほうで、少し室内のところに座るテーブルがあるのと、あとは、町の地域振興施設の中に、

飲食スペースと、物産品を買い物できる場所がありまして、利用者の声としては、そのスペースが非常に狭いというご指摘をいただいて、国の補助金等も使ってる関係や、いろいろ調べますけれども、結構、スペースが限られてますので、そこについて満足いってもらうことはできないのですけれども、そういう声の中に、やっぱり外で休憩できる場所も欲しいなというようなお話も頂いてましたので、やっぱり屋外的に気候の良いときに、ちょっと座ってとかというところがないものですから、それが必要と考えて、整備することといたしております。

受入れ環境整備としては必要と考えているというところです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 受入れの場所が必要というのは分かるのですけれども、その渋滞の対応というのがなかなかリンクしないなというふうに思っているのです。

以前、町長は、ここを、町内を回る起点にしたいと、町内の各施設に巡回させるのだと言っていたと思うのです、覚えているのですけれども。

それってなかなか、道の駅は、確かにすごい集客施設にはなっているのですが、そこから町内を周遊させることが、今のところ、なかなか難しく、できてないんじゃないかなというふうに思うところであって、ここだけ考えると、その考えは分かるのですけれども、ここだけに集中してしまっているなど、全体を見たときに、ここだけに集中してしまってるなというところがあるのです。

今後、そういう対策というのは何かされないのかな。例えば、ほかの施設に周遊させるとか、渋滞をどう対策していくのかなというのを併せて、もう一度お聞かせいただきたいなと思うのですが。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの、松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

渋滞の対策ということでもありますけれども、おかげさまで、道の駅に来てくださる方々は、特に週末ですけれども、非常にたくさんの方が来てくださって、上り口まで縦列をなしているというところがあります。

でも、私もその中に並んだこともありますけれども、非常に回転率は早いのかなと思ってますし、非常に待ってストレスを感じるというのは、個人差はあるでしょうけれども、そこまでではなくて、流れていくのかなと。駐車場警備員も配

備していただけてますし、駐車場を拡張したことによって、その渋滞の列が少しスムーズになっているのかなというふうに捉えております。

ただ、キャパ的にはもうあれ以上のことができませんし、結局、駐車場を広げても、お店の中に入っていただくのに、今度はあふれかえっても駄目ですし、そこら辺を考えると、今の状況で、あの施設のエリアの中でやっていくのはもう十分かなというふうに考えております。

それと、町内へ周遊していただけるように取り組んでいくというお話の中では、観光事業でやっていっておりますみさき公園や、これから構想を立てていきます農業公園、そのほかにも、同じ道の駅であります小島との連携とか、いろいろなことをやっぱり考えていかないといけないというところで、我々としては、そういうことを事業推進しているところというふうになっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 稲荷池の整備、これは、もう多分、かみ合わないかもしれないですけども、稲荷池の整備をすることによって滞在時間が増えるじゃないですか、増えると思うんです。となると、渋滞というのは解消されにくい方向に向かうと思うんです。

その回転率は高いとおっしゃっていましたがけれども、稲荷池を整備する、別にええことなのですけども、ただ、渋滞の解消にはならないということと、道の駅をつくる前から、町長は、町内を周遊する仕組みをつくるというふうなことはおっしゃっていましたがけれども、なかなか、今ここに来てそんな仕組みもつくられてないし、実際にも回られてないという現状が今あるわけです。

どうなのかなというところは思っているのですが、この件に関しては、私はちょっとどうなのかなというところはあるのですけれども、もうちょっと渋滞の改善に向けたりと、周遊のそのプランの作成に向けてしっかりとやっていただきたいなど、これはもう要望しかありませんので、これで結構です。

もうここではないです。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 ないようですので、これで、商工費につきましては質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書136ページから153ページをご覧ください。

ただし、148ページ、149ページの、目3コミュニティバス運行費は他の委員会の所管ですので除きます。

また、併せて委員会資料14ページをご覧ください。

それでは、補足説明をお願いいたします。

小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 令和7年度の主な工事一覧についてご説明させていただきます。

一般会計予算書141ページの、工事請負費、道路について、番号1、（仮称）町道美崎苑連絡線道路整備工事をご説明いたします。

15ページの工事箇所図を併せてご参照ください。

場所は淡輪17区的美崎苑になります。

道路工事延長は約80メートル、車道幅員、全幅で5メートル。

主な工事内容としましては水路工と舗装工になります。

本道路は、災害時には避難路緊急走路を補完する道路として、地域の安全・安心を確保し、本路線が位置する周辺地区内の道路は、行き止まり並びに狭小な道路が多いため、町道海岸連絡線に接続し、町道のネットワーク構築を図るため整備するものでございます。

そうしましたら、14ページにお戻りください。

続きまして、番号2、初々橋架け替え工事をご説明いたします。

16ページの工事箇所図も併せてご参照ください。

場所は多奈川西畑池谷地区の町道西畑線の旧道になります。

橋長は7.5メートル、幅員3.6メートル。

主な工事内容としては、既設橋梁の上部工の損傷が激しく、補修対応ができないため、橋梁上部工の架け替えを行うものです。

本橋梁は、令和4年度に実施した橋梁点検で、速報として判定区分4と診断され、緊急に措置を講ずべきと診断されました。しかし、当時は、バイパス道路が完成していなかったことから、通行止めになると、迂回路がないため、令和4年度に応急補修工事を行い、令和6年度で橋梁の架け替え工事を行う予定で予算措置もしておりましたが、国の補助金がつかなかったため、改めて、令和7年度に実施するものです。

14ページにお戻りください。

続きまして、番号3、中出橋補修工事をご説明いたします。

17ページの工事箇所図を併せてご参照ください。

場所は上孝子地区の町道上孝子西1号線になります。

橋長は7メートル、幅員2.2メートル。

主な工事内容としましては、上部工の主桁の塗装塗り替え、下部工の洗掘対策工になります。

本橋梁も、令和4年度に実施した橋梁点検で、判定区分3、早期に措置を講ずべき状態と診断されましたので、補修するものです。

そうしましたら、また14ページにお戻りください。

続きまして、番号4、背合橋補修工事をご説明いたします。

併せて、18ページの工事箇所図をご参照ください。

場所は淡輪13区の町道畑線になります。

橋長は11.4メートル、幅員4メートル。

主な工事内容としましては、上部工の主桁の断面修復工、下部工の洗掘対策工になります。

本橋梁も、令和4年度に実施した橋梁点検で、判定区分3と診断されましたので補修するものです。

以上が、令和7年度、土木課の主な工事になります。

道工委員長 それでは、土木費について入ります。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 139ページの、節12の委託料です、上のほうです。

ここに地籍調査業務委託料とあります、86万円。これは、美崎苑の9号線の関係かと思うんですけども、それに伴って地籍調査を始めたという経緯があったかと思っています。

今回は、額がもう少なくなっておりますので、この地籍調査に関しては、今回、これで一旦終わりということでもいいのでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 坂原委員のご質問にお答えします。

今回の地籍調査業務委託料ですけれども、場所のほうは、令和6年度に現場立会い等を行った箇所になりまして、ちょうど海岸連絡線と番川の間区域になります。

令和7年度につきましては、図面を皆さんに見ていただいて、その図面等の修正作業の委託料となります。

今後につきましても、最終的に、地籍調査を法務局に届出等がまだできていない地域、閲覧等が終わっていない地域がございますので、そちらも引き続きやっ
てまいる予定です。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 141ページです。

節12の委託料ですが、上のほうの、真ん中のほうです、土木課、町道草刈り業務委託料とあります。

この内容をちょっとお聞きしたいんですけれども。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 坂原委員のご質問にお答えします。

町道草刈り業務委託料の内容なんですけれども、どこと決まっていない部分、一年間で要望等とする部分が94万5,000円と、あと、淡輪15区のほうで樹木が町道に張り出しておりまして、町道の通行に支障がある箇所、そこが22万2,000円、合わせて116万7,000円の委託料になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 あと何点かお願いします。

節14工事請負費、町道岬海岸番川線車両防護柵改修工事、これは何年間か続いていると思うんですけれども、これは、何年間かに分けて、その防護柵、ガードレールですね、ずっと引き続き工事しているのかなと思うんですが、新年度の工事の箇所はどこになるのか。

それで、大体、全体終わるのか、全体が終わるのはいつ頃かをお願いします。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。

まず、この番川線の防護柵補修ですけれども、令和3年から令和7年の5か年で実施してきました。全体防護柵がある延長が620メートルありまして、当時、

そのうち188メートルが補修が必要な箇所ということで進めておりまして、今年度が、一応、最終の年度にはなります。

しかしながら、当初、5年前に計画していたところ以外でも、やっぱり破損してきているところもございますので、また、来年度以降も計画を立てて、補修等を検討してまいりたいと考えております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。

同じところの一番下に、こっちも、町道舗装修繕工事とあるんですけども、これは、内訳とか分からないのですか。

これも、その都度、また要望に応じはるのでしょうか。計画に基づいてやるのかな。答弁をお願いします。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。

町道舗装修繕工事ですけれども、こちらは計画に基づいて実施しているものになります

令和4年、令和5年で策定した岬町舗装修繕計画に基づいて、優先順位をつけてやっておりまして、令和7年度の予定箇所としましては岬海岸番川線、ちょうど、みさき公園の裏の海岸沿いの道と西畑線の舗装補修を予定しております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 そのページの一番下、節14工事請負費ですが、今、説明ありました、その橋梁整備工事です、三つの橋の工事ですけれども、最後の、初ヶ橋、これは、去年も何か整備工事の予算がついていて、工事だったように思うんですけども、今年の工事、またこれダブるのかな。去年に工事をやったけれども、まだ足りないのか。説明をお願いします。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。

こちらの初ヶ橋の工事ですけれども、坂原委員おっしゃるとおり、昨年度も予算を計上しておりました。しかしながら、国の補助金がつかなかったため、令和6年度の実施は諦め、令和7年度、新たに予算要求と、国の補助金も、今、申請しております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。

143ページですが、節12の委託料、ここで、河川水路草刈り業務委託料とあります。これはどこの河川をするのか、ちょっとこれも内容をお聞きしたいのですが、お願いします。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えいたします。

河川水路草刈り委託料ですけれども、こちらは、まず、河川で決まっていない箇所之分と、夕野池の池の堤体の草刈り、この2か所を予定しております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 これ、大体、毎年同じ額で計上しているみたいですが、予算として上げておいて、どこかあればまたやっていると、そんな感じですか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。

住民さんの要望等や、管理者として現場を見て、必要とされる所を、毎年、判断してやっていっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。

今度は、147ページ、ももう二、三点お願いします。

147ページの、節12の委託料、土木課の分で、今ありました夕野池、これは公衆便所の委託料ですね。それから、草刈り業務委託料、これの発注先を教えてください。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えいたします。

夕野池の公衆便所と、草刈りの発注先ですけれども、シルバー人材センターのほうへ発注しております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 これは、当時は、自治区でやるという話だったのが、もうできないということでシルバーになったように思うんですけれども、それ以後、ずっとこれはシルバーでやっていくということでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 当初、自治区でというお話がある中で、そこが難しかったところはあるんですけども、今でも、付近の有志の方々に、日頃できる範囲の草刈りとかはやっていただいております。

なかなか自治区の方々だけでは難しいような部分につきまして、町のほうでシルバーに委託して実施しております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。

あと、もう2点お願いします。

149ページですが、節12委託料、これ、下のほうです、みさき公園費になります。

新たなみさき公園整備運営等に係るモニタリング支援業務委託料とあるのですが、これの内容をちょっと教えてください。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

新たなみさき公園整備運営等に係るモニタリング支援業務委託料の内容ですが、PFI事業者より提出された、統括管理業務、設計業務、維持管理及び運営等に係る資料を対象として、専門的な見地から継続的に監視を行うとともに、今般、提出されております変更書類の諸手続を円滑に行うために必要な支援を併せて行い、適切かつ円滑な事業の推進を図っていくものとなります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 ありがとうございます。

同じ説明を何度も聞いているんですけども。でも、昨年度も何も覚えてないみたいに見えるし、今年度も何も進んでないように見えるのです、先のことも分からないように見えるのですけれども。しかも、これは、額もほぼ同じような額になっているのですけれども。

何も覚えてなかったら必要ないのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事（産業観光促進担当） ただいまの、坂原委員のご質問にお答えさせ

ていただきます。

おっしゃるとおり、本来のモニタリング支援業務等といいますのは、本来のPFI事業、後援会計画に沿って事業が進んでいく中で、事業者には事業者なりにセルフモニタリングというのを実施していただいて、自分たちでどのように進捗していつているかというのを事業者から町に報告いただくことになっておりまして、そういうチェックや、我々が提出されたものについてどういうふうに評価していくかというようなところの支援をコンサルさんをお願いする業務になっているのですけれども。

おっしゃられますとおり、事業が3年遅れるという流れの中で、本格的な事業着手がまだ行われていないという状況下に今はあると思うのです。

ですので、とりあえず、予算は上がっているけれども、やってもらうことはないん違うかというところになってますけれども、そんな中でも、事業者と協議しながら、我々、そういった専門的なことをお聞きした部分とか、資料を作成していただいた分とか、そういったものが出てきますので、そういったところは、結局、年度末になって精査して、必要となった額については、金額を決定して、お支払いしているという考え方になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。

年度末の時点できちんと清算するわけですね。はい、分かりました。

この項で最後の質問になるんですけれども、153ページです。

節14の工事請負費、民間住宅空家除却工事とあります。この予算、金額の内訳、内容の説明をお願いします。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 坂原委員のご質問にお答えします。

これは、淡輪14区の住宅地内における、民間の住宅がかなり危険な状況が進行しているというところで、行政代執行、相手方に代わって、行政が代わりに解体してしまうということを視野に、現在、検討して、指導を進めている状況です。

相手方の特定も済んでおりまして、所有者宅も訪問なりしているのですけれども、なかなか会えない、郵便物も届いているけれども、見ていないというような状況がずっと続いておりまして、ただ、放置すると、これはやっぱり周辺の方に

も非常にご迷惑をかけるというところで、踏み切る可能性があるということで
算計上しているものです。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 周辺に危険が及ぶ、危険空家になるんですか。

ちなみに、そこは、もちろん個人の住宅でしょうけれども、土地、建物ともに
同じ持ち主なのでしょうか。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 土地、建物とも同じ所有者です。

道工委員長 他に。大里委員。

大里委員 141ページの、10番需用費の消耗品費と、15番の原材料費、この内訳つ
て、どういうものを購入される予定か、教えていただけますでしょうか。

10番の需用費の中の消耗品費と、15番の原材料費の中の保守資材費。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 大里議員のご質問にお答えいたします。

まず、141ページの、10番需用費の消耗品費でよろしいでしょうか。

こちらの消耗品費につきましては防犯灯の新設の費用になります。

続きまして、原材料費ですけれども、15番の原材料費につきましては、町道
に穴とかが空いた際に補修するための、常温合剤、レミファルト等の購入費にな
ります。

道工委員長 大里委員。

大里委員 町道、結構、あちこち傷んでいるので、この30万円で足りるのかなと、ちょ
っと不安があつて聞かせていただきました。

続いて、143ページ、12委託料と、14の工事請負費の中にある石橋地区
東川浚渫工事設計業務委託料と、下にも、石橋地区東川しゅんせつ工事、これ同
じ箇所だと思うのですけれども、どの辺になるのでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。

こちらの、石橋地区の東川浚渫設計と工事、同じ箇所になりまして、場所のほ
うが、石橋の集落の中というか、横を流れている東川に土砂が堆積しておりまし
て、住民さんから、あふれるおそれがあるのでしゅんせつをして欲しいという

ことで、今回、予算計上させていただいております。

道工委員長 大里委員。

大里委員 できるだけ早く、大雨などが降る前にやってもらいたいと思うのですけれども。

これ、東川というのは、府の河川、途中までありますよね、途中から町の河川になっているのですか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、海から途中まで、犬飼地区辺りまでが大阪府の河川になっておりまして、そこより上流は岬町が管理する河川となっております。

道工委員長 大里委員。

大里委員 はい、ありがとうございます。

もう一点だけ、同じ工事請負費の中の西川護岸のかさ上げ工事、これはどこの場所になるのでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。

西川河川かさ上げ工事の場所ですけれども、ちょうど、楠木地区から西畑線に入っていただいて、池谷地区のちょうど真ん中辺りの河川の護岸に、過去に川があふれて、田んぼが浸水することがありました。そちらのほうのかさ上げになりまして、ちょうど、楠木と池谷集落の真ん中辺りになります。

道工委員長 まだたくさんあるようでございますので、ちょっと暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

道工委員長 それでは、暫時休憩をさせていただきます。

3時15分まで休憩を取らせてもらいます。

（ 休憩 2時55分 ）

（ 再開 3時15分 ）

道工委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

引き続き、質疑を受けます。竹原委員。

竹原委員 私から一点お願いします。

141ページで、先ほどもありました、施設でいう、14工事請負費、土木課の、町道舗装修繕工事で、西畑線と海岸線の話をお聞きしましたが、町道と言ったらいいんですか、実は、道を走行していて、がたがたと傷んでいる道がありまして、それが、ちょうど、上孝子へ行くループ橋の上をくぐって、向こうの孝子駅裏の道路に行くところ、右に曲がると孝子駅の裏へ行くけれども、左に行った旧道、舗装は物すごくきれいなのですけれども、がたんがたんとなるのです。それが、1か所だけではなくて、何か所も、マンホールが浮いたような状態になっておりまして、これ、町道は町道だと思うのですが、多分、二国の工事できれいにしてもらったものを。

道工委員長 今は予算審議やっていますが。

竹原委員 そこで、町道の予算で修理せんでも、二国の予算でやってもらえないのかなというのが一つ疑問点でございます。

いかがでしょうか、よろしくお願いします。

道工委員長 予算に関係するか分かりませんが、小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 竹原委員のご質問にお答えいたします。

今おっしゃっている場所というのが、竹原委員のお話だと、恐らく、第二阪和のときに整備をやった町道ということですよ。

もう、引き取ってから年数たっておりますので、もし、重大な瑕疵であれば国のほうとまた協議も必要になってきますし、それは、一度、詳細な場所等を教えていただいて、現地確認して、また対応していきたいと思います。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 重大な瑕疵でしたら、そういう補償じゃないけれども、そういった制度があるのだったら、恐らく、そうなるのではないかと思いますので、また、個別で対応させていただきたいと思います。

はい、ありがとうございます。

道工委員長 他に、松尾委員。

松尾委員 137ページの、この件に関して、一番初めの、給料のところで、一般職級（9人）となっています。今年度の予算では11人となっていて、多分、2人減になっています。あと、その下の職員手当等で、一般職超過勤務手当の金額、2

46万3,000円が、今年度であれば、350万6,000円だったのがここまで減らされているということです。

ここに関しては、一般質問でも私何度も言っていますし、この部署は大変忙しい部署ではないかなというふうに今までも申し上げたところなんです。

それが、2人減らされていて、なおかつ超過勤務手当もここまで減額されると、本当に回っていきえるのかなというふうに思っていますが。

今までも忙しそうにしていたところが、またここに来て、人も減らして、時間も減らされる、超過勤務の部分で、本当に大丈夫なのかという根拠を示していただきたいと思います。

道工委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、職員数ですが、令和6年度当初予算で11名、今回、令和7年度の9名ということで、2名の減員の予算にはなっています。中身的には正職の減はないのですが、土木職の再任用職員として配置していた職員が5か年の任期満了ということになりますので、その分の予算を削っています。

それと、もう1名、これも再任用職員ですが、人事異動で再任用職員がシルバー人材センターに派遣になりましたので、こちらのほうの予算からは削除という形で、再任用職員は、予算は2名の減員となっております。

それと、超過勤務に関しましては、土木のほうは超過勤務は相変わらず多いですが、一応、昨年度の実績を考慮して、あとは、若干、超過勤務を抑制しないということ、職員の職場環境のためにも、人事のほうでも各課の超過勤務を抑制ということを掲げてますので、何とか、若干でも超過勤務を減らしていただきたいということで、ある程度のシーリングをかけさせていただいております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 それは分かりますが、忙しい、この時間必要なのに、財政難があるからと言って、これにとどめなさいという形かなとは思いますが。

でも、実際、私が聞いているのは、回せられるのかなというところなのです。

この人員体制と、あと、超過勤務を減らされている中で、どう今までと変わらず回していくのかの、その根拠をもう少し教えて欲しいというところです。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

一番突出しているのが、今現在、松尾委員おっしゃられるとおり、土木職員でございます。

ただ、どうしても国庫補助事業等、そういう業務を担当しているところがありまして、どうしても時間的に遅くまでする場合もあります。ただ、回っているかと言われたら、回っていないというのが事実です。

今、人事担当も言うように、回らないからもっと回せよと命令するのではなく、まずはこのぐらゐの費用の中で収まるようにできないかなど。土木担当としても、その中でできるだけ努力はするけれども、また不足が生じるようになったら、人事担当と協議を個別でさせてもらっているというのが今の現状です。

僕もそういうお話をさせてもらっていますし、できる限り残業はない方向で考えてます。

ただ、今、よくあるのが、昔で言えば、FAX等が届いて、二、三日の報告を作成する余裕がある場合が多かったのですが、昨今は、メールでの照会という形になっているので、今日届いたら、今日中に報告を提出してください等、そういう場合があるので、どうしても、日頃の業務よりも、それをまた優先する必要が多くて残業になっていることもあると思います。

僕が実感しているのはそういうことで、あとは、現場の精査もしながら、十分、草刈りの担当者も配置いただいていますし、その辺はよくよく見ながら進めるしかないのかと思ってます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 奥部長にあつては大変苦勞されているところがよく分かりました。

これは、もう要望というか、町全体に言えることかなと思うのです。もう財政難だからということで、今回、多分、会計年度任用職員さんも10人程度、減らされております。

そんな中で、私が心配するのはメンタルヘルスなんですよ。

これ誰か、今までの仕事量がある中で、人が減らされて時間も減らされてとなつたら、絶対1人ずつの負担が増えてくるのは間違いないですよ。

例えば、GXとかDXで何とかなるとかという話はもっともっと先の話であつて、じゃあ今、どうやってこの課題を解決していくかという根拠が欲しかった

ですよね、実は。

やはり人を減らす、時間を減らす、じゃあそれなりの根拠がやはりいる時代ですわ、今になってはね。そうでないと、絶対にメンタルヘルスに來ます。負担がきます。そこを心配しているのですよ、私は。

今なかなか、奥部長のお立ち立場もしんどいだろうなあと思っています。人事と部の中でどうするのかっていう話で、多分、「板挟み」という言い方があって、いるかどうか分からないですが、そんな中での大変なところもよく分かったので、その中でも解決できてないこの町全体のその体制にちょっと疑問を呈したいなど、このように思っています。

なので、メンタルヘルスが悪化しないように何とかお願いしたい。それはもうお願いするしかないのですね。お願いしたいと思います。この件はもうこれで終わっておきます。

続きまして、141ページの道路橋梁総務費の中の負担金補助及び交付金で地方を守る会参加負担金とあります。

これは今年度の当初予算ではなかった項目でして、令和7年度から参画するというふうに思います。

「地方を守る会」とはどのような会で、どんな活動内容なのか、参加目的等、教えてください。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 土木課の小坂です。松尾委員のご質問にお答えします。

まず、地方を守る会は今年度から参画したわけではなく、すみません、いつからというのがわからないのですけども、以前から加入しておりました。

今年度予算を計上させていただいているのは、会費とかではなくて、その全国大会が年1回あるのですが、そのときの参加負担金として3,000円計上しております。

活動内容としましては激甚化・頻発化する自然災害から国土の安全・安心を守るために、基礎自治体と地方整備局との連携及び体制強化を図ることを目的として、全国558市町村で組織する会となります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 それは分かったので結構です。

次は、141、これはほかの委員さんにも質問が出た件ですけど、2の道路維持費と12の委託料についてです。

この中で、「町道草刈り業務委託料」というのと、町道草刈り「等」が入った「町道草刈り等業務委託料」のこの「業務」の違いというのは、そもそも教えてほしいです。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。まず最初に出てくる町道草刈り業務委託料54万3,000円ですが、こちらにつきましては岬町から自治区に委託して草刈りをしていただいている分の委託料になります。

その2つ下に出てくる町道草刈り等業務委託料というのは土木課のほうで業者発注して行っている草刈りの委託料になります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そしたら、町道維持管理業務委託料の業務内容というのを教えてほしいんですけど、もし誰かが質問されて答えられていたらすみません。が、教えてください。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。こちらの町道維持管理業務委託料50万円ですけれども、台風とか災害において、これは災害等があった場合によくあるのが町道岬海岸番川線、こちらのほうに石等が上がって、通行できなくなった際のそういう道路清掃等の作業の委託料として計上しております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

続きまして、143ページの1河川水路維持費と14の工事請負費について伺いしたいです。

多奈川西地区水路改修工事のことで、これは誰か聞きましたかね。工事内容の詳細と完了予定時期を教えてください。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。こちらの多奈川西地区の水路改修工事ですけども、西地区内で水路があふれるところがありまして、そちらのほうの改修になります。

内容としましては、U字溝の設置が20.5メートルと横断水路の改修工事で

両方合わせての工事になります。

完了予定時期は、令和7年度末を予定しております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 承知しました。

続きまして、151ページの1住宅管理総務費の中の12委託料で、境界確定業務委託料というのがあります。

これも聞かれたかもしれないですが、どこの境界確定か。もう一度お願いします。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 歳入でも説明したのですが、淡輪の番川沿いにありますが、町営住宅用地
における境界が不明瞭になっている部分を確定測量するものです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 続いて、1住宅管理総務費の中の12委託料です。

町営住宅定期報告委託料というのが令和6年度当初、今年度当初にもありましたが、令和7年度にはなくなっている理由を教えてください。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 この定期報告は緑ヶ丘住宅という少し大きなマンションですと建築基準法に基づいて3年に1回、建築士の定期報告を受ける義務がありまして、3年に一度、計上しているものでございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 続いて、住宅管理総務費の中の13使用料及び賃借料の中に緑ヶ丘住宅エレベーター内防犯カメラリース料とあります。

これも今年度予算に当初予算にはなかったんですけども、令和7年度からエレベーターに防犯カメラを設置することだと思いますが、防犯カメラを設置しなければならなくなった事案が発生したかどうか、また全てのエレベーターに設置するのかお聞かせください。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 こちらについては令和6年、今年度にエレベーター内でガラスが割られる被害がございまして、防犯カメラが必要だという判断をしております。

建設当初に防犯カメラは各3棟あるんですけども、3棟のエレベーター3基

ずつについてははいましたが、経年劣化で故障している部分がございます、その操作にも少し支障が生じたというところがございまして、購入という手も考えたのですが、リースによってサービスが提供できない期間がないようにするという事でリースとして計上しているものです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。結構です。

153ページの2空家等対策費の中の18負担金補助及び交付金で、ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃低廉化補助金です。

今年度当初予算から倍増しておりまして、令和6年度に補助金受給者が見込みよりも多かったということなのかなと思いますが、当初の見込み人数は何人でしょうか。

それと、予算上限に達してから申請や問合せはあったかどうか。

以上2点、お聞かせください。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 こちらはお見込みのとおり、実績に応じて予算を増額しているもので、もともと1件を今年度は見込んでおりました。

4月から3月までで1人という補助の制度を実施しておりますが、年度途中で申請がありまして、実績見込みとして2件あるということで、令和7年度を2件として予算要求しているものです。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 ちなみにホームページでは、2025年1月29日の更新で、「予算上限に達したため、現在、新規の受付を停止しています」という掲載がされてるのですけども、これもあれですかね、もう受け付けない手配になっているということですよ。はい、分かりました。

そうしたら次へ行きます。

141ページです。戻ります。

2の道路維持費で、12委託料の中にある町道宮下連絡線用地測量業務委託料についてお伺いしたいと思います。

これについて、津波とか洪水時の一時避難所、高台避難所である理智院と避難所である多奈川小学校を結ぶ町道宮下連絡線の道路拡幅工事だと思うんですけれ

ども、この工事を進めるに当たってどのような災害を想定しているのか、もう一度、再度お伺いしたいと思います。

災害の想定をどのようにしているか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 松尾委員のご質問にお答えいたします。

宮下連絡線の災害の想定ということでございます。

まず、多奈川小学校が横ちょっと離れてますけど、東川等の浸水区域になっておりますので、そこがそういう可能性もございますので、浸水のおそれがある際に高台避難所である理智院や興善寺等、そちらのほうへ避難すると。

また、浸水が収まったら多奈川小学校へ戻っていただけるような形で考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 津波の想定であれば、多奈川小学校の浸水区域って、その浸水の量というのは多分0.5メートルだと思うのですよね。わざわざ宮下線を工事拡幅しなくても多奈川小学校で、2階も3階も屋上もあるわけですけども、そこでとどまっておくほうが安全やと考えるのですが、その津波のその想定というのはどのくらいの想定をされているのかというのをもう少しお聞かせいただきたいと思うのですが。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 私は先ほど、津波ではなくて東川のあふれた際に浸水区域にまずはなっているのですね。

ちょっと幾らというのではないのですが、その際に浸水区域である多奈川小学校から避難できると。

別に避難だけの話ではなくて地域の生活道路としても利用している中で、道路幅員も狭くて通行も困難であるということもありまして、両方含めて今回、整備していくものでございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 あそこなんですが、生活道路ってそんなに人が通るのかなあと思うのですよ。

今なぜここまで突っ込んで言うかということ、やはり前の議案にもありましたようにこの町の逼迫した財政のことを心配して言っています。

もっと、例えば、津波とか大災害のことを想定するのであれば、ここの部分よりも、例えば、深日の地域なんて海拔が低いわけですよ。3メートルとかになっていて、逃げる場所というに限られているとかという話がある中、優先順位をこれからつけていかないといけない。

また、先日の私の一般質問でも言いましたが、この庁舎だって、震災もそうですし津波の想定からすると、ここはたしか小学校の標高でも6.5メートルあるのですよ、ここの時点でね。

でもここって3メートルくらい、3メートルちょっとですよ。

であれば、その優先順位的に言うと、人もこの庁舎に来ている。もちろん深日の地域なんて特にその浸水、想定被害というかね、浸水の地域も広がっている中で、ここよりももっとすべきところがあるのではないかなと考えるのです。

そういうことを考えると、どうも今のご説明でいうとちょっと納得できない。納得できないというか、まだ理解できないところがあって、生活道路としても本当にそれだけその費用をかけてみんな使うのかなというところもありますが、もう少し説明をいただきたいと思います。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず、ほかに災害等で優先順位が高いところがあるのではないかというお話ですが、宮下連絡線につきましては災害だけのためにやってるのではなくて、繰り返しにはなりますが、多奈川平野地区の住民の生活道路として利用されている中で、今、車が通る、もう車が来たら歩行者と擦れ違いもできませんし、一部はもう歩行者しか通れないような状況になっております。

地元のほうからも要望があって、それに基づいて町のほうでも検討し、宮下連絡線を生活道路の整備、加えて、先ほども説明したとおり浸水等の災害時のための一時避難所への通路として、その両方の意味合いで整備を進めております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 この要望というのは、自治区から出た要望ですかね。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えします。はい、自治区から出た要望になります。

道工委員長 松尾委員、まずまだたくさんありますか。

ちょっとまだ手を挙げている方もあるので、ちょっと先にやってもらってもよろしいか。谷崎委員。

谷崎委員 139ページの下から4行目のLED街灯器具、借上げ料です。

これは岬町内で何灯ぐらいあるのか。

それと、岬町内で10年前からLED設置が始まりまして、10年経過で、不点とか照度低下、75%以下に照度が低下するとかなり暗くなるということで、問題になり始めていると聞いております。

また、このLED照明には個別識別番号がついているということですので、どういうふうに町に対して不具合を連絡すればいいかとか、その周知方法も含めてお願いしたいと思います。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えいたします。まずこのLEDの借上げ料でございます。

平成30年に契約しておりまして10年間のリースとなっております、件数としましては2,882機のリース料となります。

通報体制ですかね、切れた場合とか、というのは区長さんなり住民さん等、今、防犯灯のところには管理番号をつけておりますので、それで連絡をいただいて電気屋さんに町から連絡するという形になっております。

道工委員長 よろしいですか。他になかったら、奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きします。

予算書153ページの18負担金、補助及び交付金の下から2つ目の既存民間不良空家等除却補助金700万円です。

これは最高補助金1件当たりどれぐらい出すのか、件数的にどれぐらいを何件ぐらい見ておられるのか、お願いします。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 1件当たり最大50万円の上限額でございます。

14件分を今年度予算要求しております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 結構、空家が多い中で、どんどん町内で増えてきていると思うのですが、潰し

たいけど、潰したら更地になって固定資産税が上がるとか、潰したら草むらになってくるとかということで、解体をしないところもあると思うのですが、ほかの市町に行くと、解体後は固定資産税は何年間、免除しますとかそんな特例的なものを見てられるところもあると思うのですが。町はそこまではまだ考えてないですか。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 土地の固定資産税免除については、免除ではないです。上がらない、潰しても上がらないという一定期間保留する激変緩和措置的なことを他市町村に先駆けて田代町長から、それが原因だということでやっております。

事例を、当時は岬町独自で結構、珍しいということで紹介されて、多分それから回ってるのかなという気がします。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 すみません、ちょっと私の認識不足だったので。

それはいつから、何年からやられていましたか。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 令和2年度の課税分から3年間の減免期間でやっております。

奥野委員 ありがとうございます。

道工委員長 他にないですね。

松尾委員。できれば細切りではなく、二、三間、言ってもらったほうが、準備、聞きやすいと思うのですがね。

松尾委員 ちょっとやり方を任せてもらっていいですか。

先ほど「自治区要望だ」ということをおっしゃいました。

これは自治区要望として実施するということであればね、第4次集中改革プランの行革項目で示されている中では、多奈川財産区の基金というのを活用するようになるんじゃないかなと思うのですが、これはそうされるんでしょうか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） ご質問にお答えいたします。こちらの事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金を頂いております。

その交付金で事業を進めております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そういうことになるんですかね。

行革項目だったら、財産区の基金を活用するという形になっているのですが、これは違うということですよ。

道工委員長 内山部長。

内山財政改革部長 こちらの宮下連絡線の財源としましては先ほど説明ありましたけれども、国の補助金として社会資本整備交付金を活用してるんですけども、その残り部分については過疎対策事業債を活用してるということで、委員ご存じだと思いますけども、かなり有利な交付税算入があるものですので、こちらにつきましてはそちらを活用しているという内容になっております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたことなんだなあというのが分かりました。

もう少しこの道路についてお伺いしたいです。

洪水とか土砂災害のハザードマップにおいては、理智院の周辺というのが、土砂災害特別警戒区域に指定されているんですよ。逆に近づくのは危険であり避難には適さないと思うのですよね。

このような点からも、生活道路としても活用するためにはということはありませんけれども、やはり少ない財源で効果的に住民の命を守るという点でいくと、ほかにも整備しないといけないところがある中で、この津波とか洪水時に宮下連絡線を通って多奈川小学校から一時避難所の高台避難者である理智院等に避難する可能性というのは本当に低いのと違うかなというところもあります。

また、すぐ近くにその多奈川歴史街道線というのも整備されたばかりですし、実際に多奈川住民の方からも「え、そなんんするの」とか、あと「そなんんするのって要るんかなあ」という疑問の声も、私はすごく聞いているところなんですよ。

もっと減災とか防災とかの対策として実施するのであれば、想定外ということ考えたとしても、何かここよりももっと優先すべきところがあるんじゃないかなと思うのですけど。

そういうところで、これは最後にしたいなと思いますけど、もう一度、何か見解を聞かせていただきたいなというふうに。もどうしてもここを先にせなあかんねんという優先的な理由というのを聞かせていただきたいなと思います。

道工委員長 田代町長。

田代町長 政策的な問題もあるかと思いますが、私のほうから過去の経過から含めて説明をさせていただきたいと思います。

生活道路というようなことを担当のほうは含めて言ってますけども、ご存じかと思いますが、東側があつて西側があつてですね、東側の平野地区というのはもともと土砂災害、また水害の多いところで、そういった中で現在、与田病院の裏、もう終わりましたけども、砂防堰堤をずっと大阪府がやってきた経過があります。

これはなぜかと言いますと、そこから大量の土石流が流れてきてですね、東川が道路冠水をしますと、平野地区一帯は孤立してしまうそういった状況が以前からこれはずっともう課題としてきております。

しかし、なかなか地主さんとの交渉もつかなくて道路を今、宮下線を拡幅することが非常に難しかったということで、最近はその方も不在になって、条件的には用地買収、そういったものもしやすいというところもあつてですね、災害が起きたときの山、高台へ避難する、また水没する場合にはいち早く宮下線を通して避難する、そういった状況があるということをまず理解していただきたい。

何をもってそこにこだわって言われるのかなというのが、私ちょっと疑問なんですけれども。

あそこは当初からもう以前からですね、歴代の町長さんはあそこを何とかしないと、やはり平野地区は土石流水害が起きたときに大変な状況が起きるという中でずっと来てたと。

しかし、最近そういう用地買収もしやすいというのか、協力してもらえるとこの状況が出てきましたので、過去のそういった課題を踏まえて、今回、大阪府が堰堤工事もきちっとやっていただいておりますし、そういった意味でうちとしては、子どもたち、またあそこに住む住宅地の方々が避難できるようにということで宮下線の改修整備工事に踏み切ったということだけのご理解していただきたいというふうに思います。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 町長からその堰堤のこととかも言われた中で、そこはしっかりと整備されているわけですね。

私は、逆に私のことを、どうしてそこまでこのことを掘り下げて聞くのか分からないです。

逆に私は聞きたいのですよ。

要は、そこを逆に、この逼迫した財政の中でそこを優先する理由が分からないから聞いているわけです。

要は、先ほども言いましたけども、もっと大災害、津波の想定のときのことを言うと、3メートルである深日地区とかで言うと、ハザードマップを見るとやはり赤い部分がたくさん、面積が広いですよんか。そういったところを先に、その命を守る対策が必要なんじゃないかという観点で私は今、尋ねているわけで、ここを優先する前にもっと優先するべきところがあるんじゃないのと。

事業の規模で言うと1億7,000万円ぐらいの規模になるわけじゃないですか。この大きな規模の中で、地方債も8,000万円ぐらいかけるという話の中で、じゃあもっと先に、この庁舎も含めて、この庁舎も海拔3m何がしじゃないですか。もっとやるべき優先順位が高いところがあるのにと私は思うけれども、それを聞いていたわけですよ、ずっとね。

でも、今聞くと、浸水があるとかという話でいくと、先ほどにまた戻りますけど、多奈川のこの小学校でいうと6.5メートルなんですよ、海拔がね。やったとしても、津波の想定でも0.5メートルしか浸水しないのに、なぜ町長はそこにこだわっているのかを聞いたかったんですよ。

でも、なかなかうん、どうぞ。

道工委員長 田代町長。

田代町長 私の舌足らずのところもあるかも知れませんが、松尾委員さんは、当時、洪水が起きたときの状況をご存じですか。

恐らくご存知ないからその話をされるんじゃないかなと私は推測するのです。

あそこに行ったときに、あの上から、あの小さな河川を流れてくる水というのはすごいです。道路を冠水するんですよ。

そんな状況が、万が一、今、堰堤をしますけれども、堰堤が壊れた場合、堰堤を乗り越えた場合、平野一帯は水没して、恐らく大きな災害が起きると私は想定しています。

ですから、津波が来たら、もっとほかのところもあるじゃないかとおっしゃる

けど、私はむしろ土石流また水害、そういったものが非常にあそこは危険が高いという判断をしています。

津波高としましては、確かにおっしゃるとおり深日にしても多奈川にしてもですね、低地だということは分かりますけれども、防潮堤もちゃんと大阪府が規定どおりやってくれてますし、その辺は大津波が来たらどうかというのは分かりませんが、今の状況であれば府としては問題ないという考え方に立っております。

しかし、一番やはり今、優先順位として考えるのは、そういった土石流はもう国内でもいろいろなところで土石流が起きてますよね。それが一番怖いということをお前は前回も申し上げております。これ、同じことを言ってると思うんですけどね。そこにやはり着眼をしていただきたいなと、私はそう思ってます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 町長、堰堤はもうできているのですよね。

そこに不備はまだあるんですか、堰堤に。

いや、だからね、その堰堤に不備があるんなら分かるんですよ。

でも、あったとしても、宮下連絡線、あそこを整備しても、そこに行く人のほうが危ない気がするんですよ、私は。

もうこれは多分、議論がかみ合わないと思います。

それやったら多奈川小学校で待機してもらっていたほうが安全だというふうに、私は何度も言っているんですよ。洪水であろうと何があろうとね、浸水しても多奈川小学校のほうが安全やと、私は考えているんですよ。

それでも、まだここが必要なんだという理由が、いまだに分からないのですよね、町長からの。はい。というところがあると。

あと、これはもう後で表明で言いますので、今回はこれで結構です。

道工委員長 いいですか。

松尾委員 はい、結構です。後での表明でしっかり確認します。

道工委員長 他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 以上で、土木費についての質疑を終了いたします。

続いて、災害復旧費に入ります。

予算書184ページ、185ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで災害復旧費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

予算書186ページから187ページです。

目、海釣り公園管理基金費及び目5多奈川地区多目的公園管理基金費、目(7)森林経営管理基金費をご欄ください。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで、諸支出金の質疑を終わります。

これで、一般会計歳出の質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。はい。どうぞ。

松尾委員 先ほどの宮下連絡線の工事の件に関してです。

今の説明だと、その災害対策という観点からも優先度が高いと全然思えないし、生活道路という観点であったとしても、利用する数もそれほど多くないと思うわけです。

さらには、すぐ近くに歴史街道線がある中で、必要性はさらに疑問視せざるを得ないと思っています。

人件費も削減するぐらい財政が厳しく、調査整備と災害対策として喫緊で取り組まなければならないこともある中で、今、多額の費用ですよね。総事業費で言うとうと1億7,000万円ぐらいの費用をかけて行うべき事業ではないと思うのですよ。

そこがやはり理解できないということで、反対したいと思います。

道工委員長 他にございませんか。竹原委員。賛成、反対。

竹原委員 賛成です。

令和7年度当初予算の事業委員会に関わるところでございます。

賛成の立場で討論させていただきます。

本日、長い時間かけまして、例えば、農林水産業費、農林水産業の振興に関しましてしっかりと必要なところに予算をつけていただいていることが明らかになりました。

また、商工費に当たりましても商工の振興並びに観光のところもいろいろな場面にしっかりと予算がついていると。

その中でも、やはり岬町に観光流入にさせていただくために関係人口を増やすというところがこれからの岬町の生きていく道だと、このように思っております。そこをしっかりと取り組んでいただくということが見えましたので、今回、令和7年度予算に賛成とさせていただきます。

道工委員長 他に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 ないようでございますので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 賛成多数であります。

よって、議案第5号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第12号、令和7年度岬町下水道事業会計予算についてを議題とします。

予算書は363ページから401ページ、また、委員会資料14ページをご覧ください。

それでは、補足説明をお願いいたします。

池上課長。

道工委員長 賛成多数であります。

池上下水道課長 委員会資料の14ページ、令和7年度の主な工事一覧についてをご説明させていただきます。

下水道事業会計予算書の396ページの工事請負費、下水について番号1、公共下水道汚水管理設工事23の4をご説明いたします。

19ページの工事箇所図を併せてご覧ください。

場所は、深日兵庫地区の臨港道路になります。

主な工事内容としましては、工事延長は61.0メートル、下水道本管の埋設延長も61.0メートル、管径は200ミリで、新たに下水道管を埋設するものです。

以上が、令和7年度下水道課の主な工事になります。

道工委員長 質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 質疑ないようでございますので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 質討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第12号は、本委員会において可決されました。

議案第13号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について、理事者より説明をお願いいたします。

道工委員長 新堀理事。

新堀まちづくり戦略室理事(企画地方創生担当) 議案第13号、工事請負契約の変更について(いきいきパークみさき5年災1号災害復旧工事)の補足説明をさせていただきます。

議案書に添付しております参考資料をご参照ください。

1ページに工事概要を記載しております。

地滑り災害の復旧工事として、主な工事内容は、グラウンドアンカーが全体で354本、排水横ボーリングが62本、それと被災した園路の復旧が43メートルとなっております。

工期は令和5年9月26日から今年の11月28日までの予定で、残り約9か

月となっております。

裏面をご覧ください。

工事の箇所図となっております。

本工事は、いきいきパークみさきの南西奥ののり面3か所、T2、T3、T4で行っており、今回、変更を行う箇所はメインの工事箇所であるT2ブロックとなります。

3ページは、いずれもそのT2ブロックで、上の図が平面図、下の図が標準断面図です。

上の平面図において、真ん中付近に並んでいる細かい四角形の部分、こちらがグラウンドアンカー及び受圧板を示しており、現在、上段左端から順次、施工を行っており、削孔、グラウト注入、緊張という一連の作業を繰り返し実施し、現在、T2ブロックの約半分程度施工が完了しております。

この一連の作業において、太線で囲っている2か所が主な変更範囲となりますが、右側の太枠の部分、こちらは既設のり枠部であり、事前の詳細調査において、のり枠下に空洞が確認されました。

また、左側の太線部分につきましては地表面で数か所の亀裂が確認されており、設計よりグラウトの注入量が増えることが想定されます。

変更で見込んでいるグラウト量につきましては、既設のり枠部において前処理として行った注入材が実際に入った量、これを目安に決めております。

下の断面図の太線部分がグラウト注入を示しており、滑り地層と強固な地層を一体化させ、グラウンドアンカー周辺の亀裂や空洞も含め、確実に充填することで、地滑り対策として十分な効果を発揮するものです。

最後に、裏面の4ページをご覧ください。

変更理由書の中ほどにグラウトの注入量の増加、当初226立方メートル、変更275立方メートルとして記載しておりますが、これはT2からT4までの全体のボリュームを表しており、全体ボリュームで表しますと当初の約1.2倍に増加する見込みです。

想定しておりますグラウト量が増える2か所の施工は令和7年度当初に予定しており、実際に入る量が少なかった場合は、精算変更する場合がございます。

それと、先ほど谷崎委員のほうから予算のご質問いただいたときに、少し省略

した説明をしてしまったので補足させていただきます。

予算の財源につきましては、事業費の84.1%が国庫負担、残り地方負担15.9%ございますけども、こちらのうち90%が起債となります。

さらにそのうちの95%が交付金ということで、残りの分、残りの費用につきまして、大阪府が3分の2、岬町が3分の1という負担割合になります。

ちなみに今回の予算の増加約504万円ですけども、工事費全体の比率でいえば0.8%の負担となります。

以上が、いきいきパークみさき5年災第1号災害復旧工事の変更内容です。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

道工委員長 ありがとうございます。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第13号は、本委員会において可決されました。

議案第14号、町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 それでは質疑ございませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 1ページと4ページで、起点の番地が違っているのは、これ住居表示が単に変わっただけですかね。

淡輪2991から淡輪2991の6となっていますね。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

まず、廃止調書のほうの起点が淡輪2991ということで、当時、この起点の決め方としまして、その下のほうに書いていますが、「起点から終点に向かって起点は右の地先の地番を採用する」ということで、当時は淡輪2991でしたが、今回、認定するに当たって分筆等で右側の地番が2991の6に変わっておりますので、今回、2991の6で認定させていただきます。

だから起点の始まりは全く変わっておりません。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

道工委員長 質疑ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第14号は、本委員会において可決されました。

議案第16号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 それでは質疑ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 これまでに、この条例に基づいた固定資産税の課税免除を受けた企業というのはあるかどうかを教えてください。

道工委員長 西総務部長。

西総務部長 この条例に基づく課税免除の適用業者はありませんが、ただ、この法律に基づく事業計画の承認を受けた事業者さんはおられます。関西電力多奈川発電所の跡地に進出しましたニューレジストン株式会社さんが、この法律に基づく事業計画の承認を受けております。

その承認を受けておりますので、この課税免除の適用を受ける資格がありますが、本町の場合、過疎地域の課税免除の条例もありますので、ニューレジストンさんのほうについては過疎地域のほうで課税免除を受けられましたので、こちらのほうでの適用というのは現在のところございません。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第16号は、本委員会において可決されました。

議案第17号、岬町企業立地促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 異議なしのようでございますので、質疑を受けます。

質疑ございませんか。松尾委員。

松尾委員 今回、施設設置助成金の対象期間を5年から3年にしたのはなぜかなというところをお聞かせください。

道工委員長 西総務部長。

西総務部長 この企業立地促進条例に基づく優遇措置というのは、全て町の単独財源で賄われることになってまいります。

今後、関西電力発電所の跡地等で複数の事業者が対象となる可能性もありまして、そうすると町の財政にも大きな影響を及ぼすことになってまいります。

この優遇措置については、企業誘致のアピールポイントとして効果のあるところではありますが、やはり町の財政状況も踏まえながら考えていかなければいけないだろうということで、今回5年から3年間に期間を短くさせていただきました。

ただ、うちの場合、過疎地域の指定を受けておりますので、先ほども言いましたように、固定資産税の課税免除の制度が3年間活用されます。全体としてはこの3年間丸々固定資産課税免除されますので、今回この優遇措置としての2年間は減少になりますけども、トータルとすれば、やはりほかの団体に比べてもアピールできるだけの優遇措置になっていると考えております。

町財政のことも考えると、やはり慎重にならざるを得ないというところでご理解いただければと思います。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 とても理解できます。財政が厳しい中で、3年せざるを得ないということですね。

もう一点お聞きしたいのですが、企業側から逆に要望されたようなその優遇措置みたいな、そんな提案みたいなのは聞いたことはないですか。

道工委員長 西総務部長。

西総務部長 企業さんからは、「助成制度はどんなものがありますか」というのはよく聞かれるところで、「うちの場合は固定資産税の課税免除もありますし、今言った助成金もあります」ということでご説明すると、「そこまで手厚いんですか」と喜んでいただけたところがあります。

それと優遇制度ではないのですが、よく聞かれるのが、「雇用面で従業員の方を確保できるか」というのがよく聞かれるところです。

その点につきましては、我々のほうも、企業が募集する求人広告を町のホームページとそれから庁舎等にチラシなどを置かせていただくという協力をさせていただいたところです。ニューレジストンさんとかこれまで進出いただいた企業さんも、できるだけ地元の雇用ということで考えていただけていますが、なかなか応募いただけてないという話は伺っています。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 これからも町でできる範囲で企業の応援というかPRも含めて、雇用を促進できるような体制を整えていただけたらなど、これは要望しておきたいと思います。

道工委員長 他に質疑ありますか。谷崎委員。

谷崎委員 西部長に確認です。

岬町は固定資産税免除、当初は2分の1免除で5年間を今、3年にしたのですか。

過疎免除は全く免除でゼロで3年でしたか。

道工委員長 西総務部長。

西総務部長 過疎地域の課税免除については、過疎地域に指定されてからになりますので、当初は企業立地促進条例に基づく固定資産税の優遇措置ということで、5年間2分の1を助成させていただくという制度で1年間に上限2,000万円という形でさせていただいております。

一方、過疎地域の固定資産税の課税免除につきましては、対象となる固定資産税の3年間、課税免除という形になります。これは上限がございません。

しかも国の地方交付税の算入措置がされますので、減収額の約75%は町のほ

うに戻ってくるということで、企業立地助成の場合は町単独助成になりますから、出た分100%が町の財源になりますけども、固定資産税の課税の免除については4分の3が返ってくるという町の財布にとっては優しい制度ということになります。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 今回5年から3年に短縮されているということは、ちょっといいように理解したら、もうある程度、企業誘致の話が決まっていて、早く3年以内に契約してくれよなというようなニュアンスにも取れるんですが、それは答弁いただけないと思います。いいようにそう理解してというふうに私は理解したいんですが、答弁はないと思いますが、よろしくをお願いします。

道工委員長 西総務部長。

西総務部長 関西電力発電所跡地の企業誘致で条例の適用期限が3月に切れるから、それまでに企業と早く契約を結べるようにというふうなご趣旨かなとは思いますが、残念ながら今のところ対象となる事業者さんはいません。

今現在、この企業立地促進条例の対象となっておるのがニューレジストンさんと、それから多目的公園に進出されているコーヨークリエイトさんが今、工場の増設を行われています。結構大きな規模の工場、ほぼ今と同じぐらいの規模の工場を増設いただいております。

そちらのほうはもう既に認定をしておりますので、この旧条例、新しい条例じゃなくて今までの条例の適用で5年間の優遇を受けられるようになってまいります。

ただ残念ながら、ここから次の企業さんというのは今のところ3月末までには今のところはないという状況です。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

議案第18号、岬町特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第18号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件9件については全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

坂原委員。

坂原委員 1点だけ確認させてください。

淡輪小学校の通学路拡幅工事についてです。

これは以前、大阪府から説明会がありまして、本来やったら、もう今頃は用地買収に回っている頃かなと思うんですけど、その後の進捗状況はどのようになっていますか。答弁をお願いします。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） 坂原委員のご質問にお答えいたします。

淡輪停車場線の歩道整備の用地買収ですけども、令和6年度から用地買収を行っております。

今現在は対象地権者が全部で9件あるんですけども、5件と契約済みとお聞きしております。

それ以外についても、何か問題があって止まっているというわけじゃなくて、引き続き、進めていくとお聞きしております。

道工委員長 よろしいですか。他にございませんか。竹原委員。

竹原委員 本日、議案を可決したいいきいきパークの工事ですけど、残り9か月で仕上げるとのことで、どこかのタイミングでいいので、また事業委員会のメンバーで説明を受けながら現地でこんなことやったよというのを、すぐでなくてもいいんですよ。もう終わりかけでもいいんですけども、説明会を開いてもらったなと思います。

道工委員長 今、竹原委員のほうからこういう要望が出ておりますが、要望をくんで、そういう事業を1回やってみたいと思いますけども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

道工委員長 それではまた原課と調整しながら日程を組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他に。奥野委員。

奥野委員 いきいきパーク内の先ほどの工事の地図の中にあっただんですが、以前、クロセさんに土地を売却してそのままになっていると思うんですけど、その後、保留というのを聞いておりますが、進捗はいかがでしょうか。

道工委員長 西総務部長。

西総務部長 クロセにつきましては、これまでもご説明させていただいたとおり進出に向けて起工式まで行ったところですが、コロナ禍の中での今後の経済見通しが見えないということで進出を断念されたという経過がございます。

その後、クロセに対しましては、この土地の有効活用を図るように町長も含めて相手方の社長とも面談し、求めてきているところです。

その中で、クロセとしては幾つかの案を考えられて、町の意向、地域の環境を守るという観点から活用計画を立ててはいただいておりますけれども、なかなか合致するような事業者さんと巡り合えないとか、銀行等も含めて用地紹介等も行われておられるとは聞いておりますけれども、現時点では具体的に事業計画が決まっているという状況ではないということでございます。

我々としましてもできるだけ速やかに何らかの活用していただきたいとは考えておりますけれども、ただ、かといって、良好な環境なり周辺への影響も含めて、それに合うようなしっかりとした企業に来ていただきたいという思いを持っておりますので、その辺も含めてゆっくりと協議できればと考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 私の認識では保留というような認識であったんですが、もう「断念された」と、西部長から今ありました。

じゃあもう、その土地をどこかに転売ということもいけるということでしょうか。

道工委員長 西総務部長。

西総務部長 クロセさんとしては、当初、計画していた自社工場を移転するというのは断念されておりますけれども、自社活用も含めて検討を進められています。

その中の検討の一部として、他の事業者さんに用地を転売とか処分されるという案も含まれております。

道工委員長 よろしいですか。他に。松尾委員。

松尾委員 以前、私が議会で議員提出議案を提案させてもらっているあの孝子ランプ付近の信号機設置の件です。

これは今年度、断念というか信号機は設置されないことにはなったのですが、ただ、あそこは補助線を引くというふうに言っていたいただいておりまして、その進捗状況を何かお聞きしているのであれば教えていただきたいなど、このように思

います。

道工委員長 奥都市整備部長。

奥都市整備部長 孝子ランプの信号の件につきましては聞いていますけども、実際にまだ大阪府のほうからも、警察からも、どうすると、言われてるようなお話はまだ聞いておりません。

また確認だけはさせてもらいます。すみません。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 あわせて、カーブミラーの設置についても「検討していく」と言っていたんでしたんですね。それも併せてちょっと聞いていただけたらなと思います。

道工委員長 奥都市整備部長。

奥都市整備部長 カーブミラーにつきましては、以前、岬町のほうから大阪府のほうに、府道でするのでお話はさせてもらったことはあります。

ただ、あそこについてカーブミラーをつけることによって、逆に危ないという話もありまして、つけるのが難しいようなお話がありました。

もしつけるのであれば、岬町から占用許可なり出して、つけるのならつけたらいいでしょうと。ただ、そこは警察協議を、もう一度、町のほうも行うというふうなお話ですので、その辺はご理解していただければと思います。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

道工委員長 ないようですので、これで終わります。

本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆さん方のご協力をお願い申し上げます。

これで事業委員会を閉会いたします。

(午後4時32分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和7年3月7日

岬町議会

委員長

道工晴久